

# 議員全員協議会会議録

平成27年12月 3 日

宮 古 市 議 会

平成 2 7 年 1 2 月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

( 1 2 月 3 日 )

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 3

開 会..... 4

説明事項（ 1 ） ..... 4

説明事項（ 2 ） .....33

説明事項（ 3 ） .....36

説明事項（ 4 ） .....42

閉 会.....44

## 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年12月3日（木曜日） 午前9時00分  
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

---

○

---

### 事 件

#### 〔説明事項〕

- （1）宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について
- （2）「すまいの再建」に係る支援策について
- （3）国民健康保険税の改正について
- （4）宮古市復興交付金事業計画について
- （5）その他

## 出席議員（27名）

1番 今村正君  
 4番 佐々木清明君  
 6番 鳥居晋君  
 8番 伊藤清君  
 10番 北村進君  
 12番 須賀原千恵子君  
 14番 橋本久夫君  
 16番 工藤小百合君  
 18番 長門孝則君  
 20番 落合久三君  
 22番 松本尚美君  
 24番 茂市敏之君  
 26番 田中尚君  
 28番 前川昌登君

2番 小島直也君  
 5番 白石雅一君  
 7番 中島清吾君  
 9番 内館勝則君  
 11番 佐々木重勝君  
 13番 高橋秀正君  
 15番 古舘章秀君  
 17番 坂本悦夫君  
 19番 佐々木勝君  
 21番 竹花邦彦君  
 23番 坂下正明君  
 25番 藤原光昭君  
 27番 加藤俊郎君

## 欠席議員（1名）

3番 近藤和也君

## 説明のための出席者

### 説明事項（1）

市長 山本正徳君  
 総務部長 佐藤廣昭君  
 市民生活部長 滝澤肇君  
 産業振興部長 佐藤日出海君  
 危機管理監 山根正敬君  
 総務課長 野崎仁也君  
 契約検査課長 佐々木勝利君  
 復興推進課長 多田康君  
 健康課長 伊藤貢君  
 都市計画課長 中村晃君  
 危機管理課長 戸由忍君  
 復興推進課  
 市街地施設  
 推進室長 岩間健君

副市長 山口公正君  
 企画部長 山崎政典君  
 保健福祉部長 下澤邦彦君  
 都市整備部長 高峯聡一郎君  
 上下水道部長 田崎義孝君  
 財政課長 菊池廣君  
 企画課長 伊藤孝雄君  
 環境課長 岩田直司君  
 商業観光課長 下島野悟君  
 建築住宅課長 松下寛君  
 施設課長 長沢雅彦君  
 復興推進課  
 市街地施設  
 推進室主任 竹田真人君

### 説明事項（2）

市長 山本正徳君

副市長 山口公正君

企 画 部 長 山 崎 政 典 君  
復 興 推 進 課 長 多 田 康 君  
復 興 推 進 課 副 主 幹 川 原 栄 司 君

市 民 生 活 部 長 滝 澤 肇 君  
生 活 課 藤 村 司 君  
被 災 者 支 援 室 長  
復 興 推 進 課 主 事 加 藤 敏 也 君

説明事項（３）

市 長 山 本 正 徳 君  
市 民 生 活 部 長 滝 澤 肇 君  
総 合 窓 口 課 主 査 伊 藤 宏 子 君

副 市 長 山 口 公 正 君  
総 合 窓 口 課 長 大 森 裕 君

説明事項（４）

企 画 部 長 山 崎 政 典 君  
復 興 推 進 課 副 主 幹 川 原 栄 司 君

復 興 推 進 課 長 多 田 康 君  
復 興 推 進 課 主 事 加 藤 敏 也 君

---

議会事務局出席者

事 務 局 長 上 居 勝 弘  
主 査 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

## 開 会

午前9時00分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は26名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

### 説明事項（１） 宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について

○議長（前川昌登君） 説明事項（１）宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進についてですが、この件につきましては、11月24日の議員全員協議会を踏まえて、各会派から提出された意見を11月27日に市長に提出しておりますので、説明の前に報告をさせていただきます。

それでは、説明事項（１）について説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。

それでは、本日は、宮古市が進めております中心市街地拠点施設整備事業のうち、現段階におけます基本設計案の検討状況と、今後の設計・施工一括発注に向けた取り組みについて説明させていただきます。

前回の議員全員協議会以降の11月24日付で議会運営委員会から、また27日付で議会各会派からさまざまなご意見をいただきました。いただきましたご意見につきましては、可能な事項は今回の図面に反映させていただいたほか、なお検討が必要な事項につきましては、今後の詳細設計でも意見交換をさせていただきたいと思っております。今後は、この基本計画案をもとに、12月中に最終案としてまとめて、次の実施設計の作業に引き継いでまいりたいと思っております。引き続き市民の参画と協働及び情報の開示に努めながら、ご意見やご提言をいただいた内容につきまして精査をしてまいります。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては復興推進課長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） おはようございます。復興推進課長の多田でございます。

それでは、私のほうから、前回の全協以降の基本設計の検討状況を中心にご説明したいと思います。

議長、それから市長よりもお話しありましたとおり、先日ご意見いただいたものを可能な限り反映させていただいた結果についてを中心にご説明申し上げます。

お手元の資料でございますが、一つづりになってございますが、A4判で、本体資料のつづりでございます。それから、後ろのほうに資料1としたA3判での資料が2枚、それから最終ページが資料2ということになってございますので、恐縮ですが、めくりながらご説明ということになります。

まず、表紙のほうおめくりいただきまして、本体資料1ページでございます。

1、基本設計（案）、その後の検討状況についてのご説明でございます。

まず、（１）市民交流センター部分でございます。

①施設面積のところでございますけれども、これまでの議論のとおり、市民交流センターについては防災拠点として位置づける施設ということでございます。

既にお示しいたしております基本計画においては、周辺の避難想定人数、避難想定者を1,917人というふうに

現在見込んでいるところでございます。それに対応する一時避難場所としての必要面積を2,048㎡ということとしておるところでございます。その積算につきましては、下のほうに表記してございますが、国の基準と同様に、一般避難者の方、健常の方ということは、1人1㎡というふうに見込んでございます。それから、要支援者につきまして、必要面積が1人当たり3.3㎡ということで算出いたしておるところでございます。

どこの部分が一時避難場所として想定しているかにつきましては、A3判の資料1というところをちょっとおめくりいただきます。資料1をごらんいただきます。右下のほうに1階プランと書かれた図面でございます。

手前側、駐車場のというか、東側になりますけれども、風除室を入りまして建物の中に入りますと、情報提供コーナーというのが左右にございます。こちらの情報提供コーナーから、それから右手に進んでいただきますと、防災展示学習ゾーンというのがあります。それらピンク塗りの部分が一時避難場所というふうに想定しておるところでございます。通路部分、白抜きになってございますが、通路部分は算定してございませんが、左上にまいますとオープンスペース、それからその上のほうに行きますと研修会議室であるとか視聴覚OA室、この辺がピンク塗りになっておりまして、この辺を一時避難場所としての面積というふうに算定しておるところでございます。

恐縮ですが、もう1枚おめくりいただきまして、今度は2階プランというものになります。

2階も基本的には同様でございますが、手前側のほうの和室であるとか創作活動室、子どもふれあいコーナー、一部オープンスペースのほうにも色塗りが入ってございますが、軽運動スタジオであるとか、前回の全協でご説明申し上げました多目的ホールが2階に上がってきてございますので、この辺のピンク塗りの部分を一時避難スペースということで、受け入れのためのスペースというふうに算定しておるところでございます。

右下のほうに積算表が簡単なのがついてございますが、1階部分、2階部分、これがピンク塗りの部分を合わせた面積ということでございます。合計いたしますと2,087.53㎡ということで、先ほど本体資料のほうで積算した必要面積とほぼ同面積ということになっておるところでございます。こういうところを避難場所として当方では想定しておるところでございます。

図面そのまま恐縮ですが、多目的ホールの検討状況について、そのまま続けてご説明させていただきたいと思っております。

2階プランの右の上でございます多目的ホールの検討状況でございますが、部屋の奥側に収納スペースとして色塗りから外れている部分がございます。それから廊下部分、右の部分でございますが、ホール倉庫と書かれた部分がございます。この辺につきましては、椅子、机等の収納スペースとして予定しておりましたけれども、前回に比べまして、廊下側のホール倉庫を若干広く見てございます。多目的ホールの床面積が若干左のほうに引っ込んだような形になってございますので、現在、多目的ホールについては、有効面積で見ますと281.38㎡ということになってございます。当初計画時の面積は306㎡ほどでございましたので、現在のほうは20㎡前後縮小しておるところでございます。

参考までに申し上げますと、前回ご議論いただきました市民文化会館の中ホールの規模と比べますと、あちらのほうは455㎡程度ということになりますので、中ホールよりはだいぶ小さい規模というふうに考えておるところでございます。

避難者受け入れという場所になりますので、椅子のほうは固定せずにフラットな床仕上げということで現在予定しておるところでございます。

天井高については、前回説明のとおり、5.5mということで予定しておるところでございます。

資料のほう、本体資料にお戻りいただきます。本体資料の1ページの中ほどでございますが、(2)駐車場の件でございます。

駐車場の必要台数については、既に基本計画時にお示ししておるところでございますが、来客用駐車場については140台分ということで見込んでおるところでございます。議会であるとか、それから税の申告時期、それから健診、イベント等が重複した場合には一時的な不足も予想はされておるところでございますが、ピーク時に合わせた駐車場整備は困難であるものというふうに我々のほうは考えておるところでございます。敷地内の駐車場、それからあとは駅前側、線路を挟んで、自由通路を挟んで駅前側ということになりますが、市営駐車場がございます。2カ所で105台分の区画を持っております。現在のところ、定期利用もありますので、時間貸しは76台ということになっておりますが、それからあとは周辺の民間駐車場の活用もあわせて運用の検討を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、本体資料の続けて(3)でございます。議会関連の諸室についてご説明いたしたいと思います。本庁舎の5階フロアということになります。

去る11月24日付で議運のほうから意見書提出をいただいておりますので、それを反映させました図面を本日お示ししております。

お手元資料の資料2ということで、最終ページになります。こちらをごらんいただきたいと思います。

左側が前回提示の平面図、それから右側の平面図が今回検討中の平面図ということになります。右の検討案のほうでご説明申し上げますが、左下の部分でございます、南東角になりますが、こちらにあった前回の議員控室として表示していた部分、こちらを廃止いたしまして、隣にあった委員会室の1、2というのをスライドさせてきてございます。

それから、左上の角、南西角ということになりますが、報道関係者室というのを前回設けて、記者クラブの部屋を想定していたところでございますが、記者クラブについては5階フロアの配置を取りやめて、この部分には議会図書室を当て込んでございます。

これらによりまして、中央吹き抜けの付近にスペースを設けまして、現在、会派室を7つ設けてございます。現在の図面ではそれぞれ16㎡前後ということで、約10畳程度の広さになろうかというふうに考えてございます。

5階までの動線については、手前側のエレベーター2、3を利用できるほか、奥側にもエレベーターございます。主に手前側のエレベーターを使って来られた場合には、エレベーターホールを降りまして左側に行くのが議員の動線ということになろうかというふうに考えてございます。一方、エレベーターを降りまして右側が傍聴者の動線ということになろうかと思っておりますので、こちらのほうには従来どおり通路を設けてございます。通路に当然、窓がつきますので、展望回廊というふうな表記をしてございますが、2m程度の通路仕上げということで予定しておるところでございます。

以上が図面を修正いたしました概要でございます。

再度、本体資料の1ページのほうにお戻りいただきます。

下のほうに、2、設計・施工一括発注についてという部分がございますので、こちらのほうについてのご説明に入りたいと思います。

この発注方式については、既に9月30日の議員全協において一度ご説明しておるところでございます。今回、12月定例会において、別途、設計費の繰越明許についてご審議いただく予定としておるところでございます。事業者の選定方針や選定基準については、今後設置いたします設計施工者選定委員会で協議してまいりたいと

いうふうに考えてございます。地元企業との連携、例えば共同企業体であるとか協力事業所の部分、それから地元からの発注、地元貢献については重点的な評価項目として、これから選定委員会のほうに諮っていきいたいというふうに考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

(2) には、現在のところの発注内容ごとの予定額ということで金額をお示ししてございます。①については実施設計費の見込みとして1億6,280万円、②には本体工事費の見込みとして83億8,620万円、③には汚染土処理費の見込みとして既にご説明申し上げております2億900万、それから④には工事監理費の見込みとして4,000万、合計で87億9,800万ということで金額を見込んでおるところでございます。

(3) には、選考方法と契約手続ということで記載してございます。今回、公募型プロポーザル方式ということの方式を採用いたしまして、技術点、それから価格点の総合点で優先交渉権者を決定いたすというような方法で進めたいと考えてございます。選定に当たりましては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置いたします。参加条件や選定方式等を協議していきいたいと考えてございます。

優先交渉権者との基本協定に当たりまして、丸数字で書いてございますが、幾つか条件を設けてございます。①については、実施設計の契約者及び工事の契約予定者に選定されたことを確認いたします。②においては、工事請負契約に向けて、公告でお示しいたします事業費の範囲内で設計業務を行うことを条件といたします。③としては、実施設計図書に基づく見積書をもって価格交渉を行います。合意した場合には、請負の仮契約を結ばせていただく。その後、議会のほうにお諮りし、本契約というような流れで考えているところでございます。

その下のほうに、参考までに手続のフロー、流れ図をつけてございます。公告については、今月の下旬を目標して事務を進めていきいたいというふうに考えてございます。その後、選考委員会を立ち上げまして、選考手続を経て、本年度末までには実施設計の契約締結までということで、ちょうどフローの中ごろになりますけれども、契約の締結までを年度末目途に進めていきいたいというふうに考えているところでございます。

そのほか、右のほうに参考1として3ページ目には10月に開催いたしました各8地区で開催いたしました市民説明会の実績、それから主な意見・質疑の概要をつけてございます。

それから、おめくりいただきまして、右側の参考2として5ページでございます。市民説明会と同時期に実施いたしましたパブリックコメントの実施結果の概要についてを記載してございます。パブコメについては、合計3通のご意見をいただいております。内容については概要のとおりでございます。近く手続を経て公表の予定としておるところでございます。

以上が本日の説明内容でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

これまでの経過とただいまの説明を踏まえて、質疑があれば挙手願います。

須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） さまざまな変更、ありがとうございます。

2階プランの中の市民が使うコーナーの子どもふれあいコーナーの脇のほうに、トイレとか厨房とか更衣室とかふえてはいたんですけども、ここはどのような事業を想定しているんでしょうか。あと、子供たちもこのトイレを利用できるのかどうか。ぜひここにどうしても子供用のトイレが欲しいと願っていたものですから、その辺いかがでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） お尋ねの件は、2階プランの子どもふれあいコーナーに隣接している厨房の件でございますか。厨房。ここは、ここの一帯、オープンフロアにはなりますけれども、ふれあいカフェとかに軽飲食が提供できるようなスペースとして、簡易な厨房施設ということで、流しとか電源とかそういうものを想定しているところでございます。そして、その並びに授乳室とかおむつとか給湯室とか水回りがございすけれども、このスペースには特別トイレは用意してございませんので、図面でいうと左上のほうでしょうか、本庁舎にくっついた部分にWC 2というところがあるので、ここのトイレをお使いいただくことになろうかと思ひます。子供用便器を置くかどうかについては、今後の検討とさせていただきますと思ひます。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） 本当に子供たち、ぜひここでふれあいさせたいですし、あと転勤してきた方とかがぜひここで皆さんとふれあってほしいなと願っているんですけども、はっきり言って、トイレ、本当に遠過ぎます。今と言ったら今なので、ぜひせめて子供の分だけでも、検討ではなくて、つけてください。お願いします。

以上です。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 幾つか質問します。

1ページ目の市民交流センター、この施設面積の説明の冒頭に、市民交流センターは津波防災拠点として位置づける施設であると。るる説明があり、図面上でも、このピンクといいますか、オレンジっぽいので示されたところが2,087平米であるという説明でありました。これとのかかわりで教えてほしいのは、危機管理課のほうですが、今予定しているJR用地周辺で一時避難場所として現時点で考えているのはどこどこかというのをあわせて説明願ひます。

○議長（前川昌登君） 戸由危機管理課長。

○危機管理課長（戸由 忍君） お答えします。

一時避難場所という位置づけでございまして、この周辺だと八幡様の高台、あとは館合近隣公園の高台、あとは横町の高台、こういったところになってきます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 何か漏れておりませんか。事前に私、担当課に電話しているんですが、計画しているところを含めてもうちょっと詳しく説明してほしいのですが、こちらから言ひます。宮古一中、宮古高校、陸中ビル、キャトル、これは予定に入っていますか。

○議長（前川昌登君） 戸由危機管理課長。

○危機管理課長（戸由 忍君） 宮古高校につきましては、津波避難ビルの候補といった位置づけであります。あと一中につきましては、避難場所という位置づけでございまして。陸中ビルについては、これは津波避難ビルの候補といった位置づけでございまして。キャトルも津波避難ビルの候補という位置づけです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） そうしますと、まだ最終確定はしていないが、予定とすれば、宮古高校は明確だったんですが、宮古一中、陸中ビル、キャトル、これらも一時避難場所として考えていると、そういう予定でいるということがわかりました。

次に、同じ1ページの設計・施工一括発注のこととお伺いいたします。

○議長（前川昌登君） 山根危機管理監。

○危機管理監（山根正敬君） すみません、ご説明が悪くて申しわけなかったんですけども、宮古高校と陸中ビル、それからキャトルについては津波避難ビルですので、万が一、逃げおくれた方がそこに駆け込むという位置づけになっておりますので、その辺よろしく願いいたします。

避難場所は、市のほうでここに逃げてくださいというふうに指定して、皆さんが、何か起きたらば、津波注意報とか警報が出たらば駆け込むところが避難場所です。津波避難ビルは、そこに何かの事情で逃げおくれた方が、命を守るために緊急にそこに行っていいますよというふうな位置づけで、位置づけが違いますので、その辺ご理解のほうお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） この議論をいっぱいしたくて聞いたわけではないんですが、今言った場所は大体あの辺に全部集中していますよね。逃げおくれた人のために一時緊急避難的にというのと、あらかじめそういう例えば震度5以上の地震が起きたときにはあの辺にいる人はここに逃げなさいよというのは、ほとんど私は内容的にはかわらないんじゃないかと今の説明を聞いても思うので、ただ今、位置づけを巡って議論するつもりはなかったんですが、私はそういうふうに思います。だから、説明は説明として了としますが、逃げおくれた人のためのというのは、どうもちょっとそこはそれほど差はないんじゃないかなというふうに思うんですが、これは後でやりたいと思います。

設計・施工一括発注のほう、その前に、それを聞くために、2ページ、発注内容上限予定額のところで、本体工事、②です、外構・造成を含めて83億8,620万。いわゆる83億8,620万の内訳、3施設の建設費用、外構工事、造成工事、それぞれ現時点で積算した中身を説明お願いします。本体と、それから外構と造成。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 建設単価をまず初めにご説明申し上げたいと思います。一般質問でもご質問頂戴しているのでございますが、現在の基本計画の算定に当たりましては、建物ごとにご説明申し上げます。建設単価、建築単価については、本庁舎で1平米当たり約50万でございます。保健センターで1㎡当たり約55万円、同じく市民交流センターで約57万円というふうに現在見込んでいるところでございます。3施設ならしますと、平均では約52万7,000円程度かなというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 課長、それを計算すると、3施設の本体工事の83億8,620万円の内訳を。本体工事、外構、造成でちょっと教えてください。要するに、本体は今の面積掛ければいいんですが、外構、造成はどういう費用の見込みを立てているのかという点です。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 失礼しました。このうち、本体の建設工事、建築工事にかかる部分が76億3,200万でございます。それ以外の部分が外構とか造成にかかる費用というふうに見込んでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 外構、造成ごとにわかりませんか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） すみません、今一体というふうに額のほうは見込んでございますので、ちょっ

と現在のところわかる資料というのは特に持ってございません。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） あとで教えてください。

同じ2ページ、ここにフローがあります、公告から始まって工事着手。特に市民交流センターですが、財源が復興交付金であります。本庁舎は合併特例債、保健センターは災害復旧費。復興庁とのかかわりが出てくるものがこの市民交流センターなわけですが、私の理解は、復興交付金は、平成27年度、現時点ですよ、終了しますから、平成27年度、要するに来年3月31日までに市民交流センターは一部であっても着工しなければ復興交付金は返還せざるを得ない、そういう性質の財源だと思うんですが、前から示されているスケジュールを見ますと、本体工事は来年10月から、きょうのやつにはそこまでは書いていませんが、年度をまたいで着工して返還という事態は起きないでしょうか。起きないから出してくるんだと思うんですが、だとすれば、どういう手法でそこをクリアしようとしているか、復興庁との協議の内容を含めて説明をお願いします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 以前から平成27年度中の着工ということで、そういう努力は求められてきたところで、我々もそういう説明をしてこれまで事業推進してまいりました。ただ、さまざま法定の手続きがございます、あと市民合意形成という部分がございます、これらを丁寧にやっている経過については、それぞれ復興庁にもご説明してまいったところでございます。

一方、復興交付金の枠組みにつきましては、集中復興期間ということで、平成27年度までということで前回示されておりましたが、その復興期間について、あと5年、復興創生期間と名づけられて期間が延びてございます。延びた期間の中において津波復興拠点整備事業という基幹事業を実施してまいりたいというふうに考えてございますので、財源の心配は特にはしてございません。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今の説明は私は初めてわかりました。というのは、つい先日、建設常任委員会に藤原等のポンプ場の整備の提案があって、本来であれば年度中に着工しないと交付金を戻さなければいけないと。復興庁と協議して、事情がこういう事情で年度内は着工できないが、今後そういう事情であればというので1カ月ほど、要するに平成28年度4月から工事を着手することも認められたという趣旨の説明を受けたばかりなので、これは特例的な意味合いですという趣旨の説明を建設常任委員会で受けたもんですから、それでお聞きしたんですが。ということは、平成27年度に本体工事着手していなくても、つまり市民交流センターに限らず、復興にかかわる復興交付金を使つての事業というのは、まるまる5年大丈夫だという意味で理解していいんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） その解釈は、何というか、ちょっと拡大解釈ではないかなというふうに考えてございまして、我々が進めてきた津波復興拠点整備事業というのは、以前から復興庁と交渉して、最初には計画策定費であるとか、その次には用地費がついて、そういう段階を経てまいっております。工事費の取得については、まだ段階を追ってということで、最近工事費のめどがついたところでございますので、そういう段階を経て交付金を受けてきてございます。工事費がついていかなかっただけで、事業のスタートというのは、計画策定費のところから計画はスタートしてございますので、ここ何年かけてやっているということでございます。

ただ、これまでご相談も協議もしていなかった事業を、5年延びたからといって、今回例えば新規で別の事業を出して認められるかどうかというのは、ここではちょっとご返事できない、個別の案件になってくると思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今の点に関連して、今のところでもう一つだけ。

私の理解は先ほど述べたとおりで、今の多田課長の説明はなるほどなというふうに、のべつ幕なく新たな事業も復興交付金を想定して云々というのは、当然あり得ないと私も最初から思っております。

そこでもう一つ聞きたいのは、この2ページの設計・施工一括発注のフローのところに、後段のほうに工事費の予算議決（実施設計完了後）と書いてあるんですが、今まで当局から出されている資料によりますと、実施設計の完了というのは来年の8月だったか9月だったか、見ればわかりますが。ということは、平成28年度になって、8月か9月ごろにこのいわゆる工事費の予算議決をするという提案だと思うんですが、そこで疑問が一つあるんですが、予算を議決して、工事の。ここには実施設計完了後と書いてありますが、そういうことは可能だからこう書いてあるんだと思うんですが、私の従来の理解は、予算を年度内、27年度中に議決して、繰越明許の議決をしておけば、要するに年度を越えても構わないというふうにずっと思ってきたんですが、このフローを見ますと、工事費の予算議決は28年度を過ぎて、危なく半分近くとはいいいませんが、3分の1以上経過してから予算議決をしてもなおかつ可能だということだと思うんですが、確認の意味でもう一度その点の答弁、説明をお願いします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 今年度、27年度において工事費の予算を盛らない理由については、今年度はスムーズにいっても実施設計の契約までであろうというふうに考えてございますので、本体工事の着手には至らないというのは明白でございます。ですんで、年度を越しますけれども、来年度改めてしかるべき時期に工事費を見たいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 最後は、同じく2ページ、ちょっと行ったり戻ったりして申しわけないですが、2ページの最初の大きい（2）発注内容上限予定額の③汚染土処理費2億900万が計上されておりますが、これは今まで説明を受けてきた数字です。内容もわかるんですが、今ここでお聞きしたいのは、2万900円にかかわってですが……2億。何ぼでも安くしてほしいという思いがあつてだと判断してください。2億900万計上されておりますが、6,100立米の有害物質を取り除く。建設常任委員会だったと思うんですが、10tダンプで約1,000台分ぐらいを取り除く。そうすると大きい穴が開きますから、埋め戻ししなければいけない。その上で50cmかさ上げて、建物を建てる部分は1mかさ上げしなければいけない。埋め戻し分とかかさ上げ分の費用は今どういう積算、また考えでおりますか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 6,100立米の内訳についてちょっともう一度ご説明させていただきますが、6,100立米のうち宮古市で施工する分が、有害物質の分だと思うんですが、この6,100というのは、宮古市は2,500立米を除去いたします。残り、JRが今年度中に施工することとしておりますが、これについてはJRのほうで埋め戻しまで行います。2,500立米、宮古市で施工する分につきましては、建築工事と一連でやりますので、埋め戻し分につきましては計上しておりません。建築工事と一体で施工してきますので、埋め戻し分については

計上しておりません。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） ということは、2ページの今私がふれた汚染土処理費の上に、本体工事（外構・造成を含む）、この中に埋め戻し分も入っているということですか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） くいを打つために一定程度掘り下げるわけですが、それで大体の汚染土は除去できると思っております。その後、くいを施工して、基礎を立ち上げていくことになりますので、それが終わってから埋め戻しになりますが、それについては建築の土工の中で埋め戻すという考えをしております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 課長が言わんとするのを私なりに解釈すれば、ここにある②の本体工事（外構・造成を含む）83億8,620万円の中に、埋め戻す費用や、それから50cmかさ上げる部分や、施設が立つだろう部分は1mかさ上げる分も、いわゆるこの造成費という項目の中に含まれていますよというふうに理解していい、そういう意味ですね。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） そのとおりです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 私の悪いくせは、最後と言ってまた聞くというのが悪いくせですが、これで本当に終わります。合併特例債、たしか前回の資料で合併特例債はこの事業で57億円活用するという数字が出ていたと思うんですが、その確認と、それを使った場合に、残りの枠は合併特例債幾ら残りますか。これを聞いて終わりにします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 合併特例債については、前回の全員協議会でアロケーションという割合の部分をやっていますので、基本的にはそんなに面積がかわっていないので、そこら辺の数字は多少は動くとは思いますが、基本はかわらないだろうと。現時点で、3カ年の実施計画も同時に28、29、30までやった上で、合併特例債等を活用する事業等も余らないので、多分5億ないし6億程度は現時点で向こう3カ年やった上でまだ残があるというような状況です。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 一つ、交流センターの件ですが、これは確認ですが、交流センターの施設全部が交付金の対象というふうに考えていいんですか。例えば音楽スタジオだとか、こういうのも交付金の対象になるのかどうなのかなと。それから、そのほかにもいろいろあります、廊下とかいろいろ。直接交付金の対象に果たしてなるのかならないのかなという疑問な施設もありますけれども、その辺ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 前回の全協の資料でおつけいたしましたが、基本的には全館が交付金の施設でございます。ただ、通路部分だとか、ほかの施設と共用、共有する部分についてはアロケーションが発生しますよということで、前回は緑色とか青の色塗りの図面をおつけしたことがあるんですけれども、その部分が一部アロケーションということで案分が出てきますけれども、基本的には全館交付金対象の施設というふ

うにご理解いただいて構わないかと思います。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） そうすれば、対象にならない部分は一般財源になるという考え方でいいんですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 対象にならない部分というのは、ほかの施設との共用、共有部分でございますんで、交流センターと市庁舎の共有部分であれば合併特例債の財源が入ってくる場合もありましょうし、交流センターと保健センターの共有部分であれば、災害復旧費が一部入ってくると考えられるかと思います。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） それから、ちょっと私が心配することでもないんですけども、会議室の件なんです。ちょっとこれは市庁舎も問題ですけども、5階は別として、各階に小さくても会議室が必要でないかなと私は感じました。各階で部内の会議、あるいは課内の会議をする場合に、小会議室でも必要でないかなと。というのは、お客さんがいる前で部内の会議、課内の会議をやるというのも、これもちょっとできないと思うんで。私は各階に小さくても会議室が必要でないかなと。私の職員時代の経験からそう感じているんですけども、その辺はどうなんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 本日おつけしてございせんが、前回全協の際には各階の平面図もおつけしてあるところでございます。会議室、窓口部門を持っているところへの相談室、込み入った相談とかがおいでになった際の個室の相談室は十分に用意させていただいておるところでございますが、会議室は、フロア面積に限りがあるので、十分はところは取れていない部分もあろうかと思います。ただ、課内の打ち合わせ等については、ちょっとお客様の動線から離れた後ろのほう、バックヤードと呼ばれる窓口から離れたような部分で打ち合わせできるスペースというのは十分設けておりますので、個室を利用しなくてもできるような打ち合わせも多々ございますんで、そういう部分で吸収してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） それであればいいのかなと思います。

それからもう一つ、駐車場の件なんですけれども、140台、私はこれでも非常に少ないと思っています。今この本庁舎で車が1日平均120台から130台来ているというふうに私は聞いているんですけども、現在でも今言ったような130台前後、これに教育委員会、産業支援センター、保健センター、それから今言った交流センター、そういったことを考えますと、全然140台ではもう足りない、私はそういうふうに考えています。今後、市営駐車場の活用も検討するということですけども、あそこは30分は無料ですけども、市役所に来るお客さんは30分では用が足りない方がほとんどだと思うんです。だから、例えばですけども、市役所に来るお客様に無料券を出すとか、何か方法を考える必要があるんでないかな、そういうふうに思います。なお、今言ったように、2月、3月、申告時期、それからイベントが重なるということになりますと全然足りない、そういうふうに思いますんで、これは十分考えていただきたいというふうに思いますけれども、140台で間に合うという考えなんでしょうか、その辺をもう1回お聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 基本計画の中でお示しした140台というのは、現庁舎への来庁等をカウントした上でそういう設定をしております。

駐車場に関しましては、まずハード面としては、一つは現在の敷地より八幡沖踏切方向に、三陸鉄道への移管に伴いまして、その用地を宮古市が譲渡を受ける予定になっております。したがって、三角形の先端みたいな形になります。そちらのほうでも、最終的には三陸鉄道のいわゆる車庫みたいなものとか、そういったものの配置が決まらないうちとちょっと絵を描けないので、いずれ土地は宮古市のものになりますので、ハード部分ではそこで駐車場の部分をできればふやしたいというふうに考えておりました。

それから、あとソフト面では、長門議員おっしゃるとおり、特に申告の時期なんかは30分、1時間超えて待たなければならないという方も出ます。今回多目的ホールを2階に移したことで、税務課も2階ですので、そういった部分で申告なんかの会場としても多目的ホールを使えるんじゃないかなというふうに考えています。そこで、駐車券なんですけれども、システム的には今これからですけれども、申告に来て終わった後に、1回何かの機械を通せば基本的に無料になるというようなものもあるようですので、そういった形でソフト面の対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 田中さんが先だったので。田中議員。

○26番（田中 尚君） 冒頭にいわば前回の我々全員協議会、そしてその後の議運のいわば結論に基づいた形での対応についての説明がございました。こういう聞き方をしたいと思いますが、議運でまとめた意見のいわば改善要望といいますか指摘事項について、今回の当局の対応、私の受けとめですよ、こういうふうな対応しましたと説明をいただいたんですが、対応できなかった部分がありますか。つまり、議運のいわば報告といいますか意見に基づいて100%対応させていただきましたという受けとめでいいのか、あるいは75%なのか、その辺のところを、粗々で結構なんですけど、お答えいただきたい。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 文書でいただいておりますので、その文面の取り方とかニュアンスとかあるかと思いますが、可能な限りは反映させていただいたものというふうに考えてございます。

ただ、例えば記者クラブの行き先がどうであるとか、そういう部分というのはまだお示しできていない部分もございますので、今後の詳細設計のほうに引き継いでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 記者クラブにつきましては冒頭説明をいただいておりますので、それはいわば除いて、その他の部分で対応できなかったものがあるとすれば、それはなぜなのかということをやっぱり説明の中すべきだということを指摘したくて聞いております。

言い方をかえますと、議会のほうの要望に対応したものだけ説明するというのは、ちょっと違うんじゃないのかなという思いがあります。そこでいろいろ市民の皆さん方のこの間のパブコメとか説明会等への意見もざっと読ませていただいたわけでありまして、やはり議会のほうで、展望回廊ということも、一つはやっぱりビルの高さ、我々、八戸の「はっち」を総務委員会で視察をさせていただいてまいりました。実際には展望回廊も体感してまいりました。あそこは10階の高さなんです。今回我々が想定しております展望回廊のポジションは5階。5階で果たして、市民の中でもおっしゃっておりますけれども、宮古の問題が全部そこから見たらわかるかのような意見をお述べになっている方もおりますけれども、本当に展望回廊というふうな一つポジションとしてどうなのかという疑問がありましたし、今回はそういう意味で必要ないんじゃないかということでしたのですが、その辺の取り扱いについては、市民の中から展望回廊を支持する意見があったのでこれは残しましたとか、何かそういう説明が一言あってしかるべきだなという思いがなくて聞いておりますので、も

う一度その扱いについてお答えいただきます。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 最後、5階フロアのご説明をいたしたいと思いますので、お手数ですが、資料2をごらんいただきたいと思います。

先ほどご説明いたしました検討案の右側のほうの平面図でございます。

主な5階へのアクセスというかアプローチとしては、手前側のエレベーター2、3と書いた部分を上がってこられる方法、それからあとは真ん中付近のちょっと上のほうになるエレベーター1という、こちらにもエレベーターがあります。あとは付近には両方に階段がございますので、こういうところから5階フロアに上がってこられることというふうに思います。

主な通路としては、手前側、エレベーター2、3を我々は想定してございます。ここのエレベーターホールに降りますと、まずは廊下に出ることになります。議員の動線としては、左側を通っていただいて、いわゆる議事堂と呼ばれるようなスペースに入っていくことになるんだろうなというふうに考えてございます。ここに若干、線が入ってございますが、これは防火用の扉でございます。エレベーターホールを降りて左に行くと線が廊下に入ってございますが、防火用の扉ということになります。同じく右側にも防火用の扉がございますけれども、一般市民動線としては、議事堂のほうに左に入らないで右を通っていただく。右のほうの通路を通して、ここにホワイエと書いています、それから展望回廊と書いてございます、これらを通して上のほうの傍聴者ロビーであるとか会議室、オープンテラス、それからトイレ、このようなところをお使いいただく動線になろうかなというふうに考えてございますので、基本的には議員動線と市民動線を分けて考えているというところをご理解いただきたいというふうに思います。

ご指摘の展望回廊でございますが、何も望遠鏡をつけたりとか、それなりのしつらえをしようという計画は現在ございませんで、この通路が窓際に面していることですので、5階からの眺望をごらんいただけるということになろうかというふうに考えてございますので、特別なしつらえは現在想定してございません。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 議運のほうで問題になったのは、5階につきましてはいわば議事堂スペースと。議会関連の会議室も含めて設置するスペース、フロア、議場だという理解をしておりましたので、そういう意味でやっぱり議会活動、議会機能がこのフロアの中で有効に間取りすることを優先させるべきだと。その際に、例えばあれも必要だ、これも必要だということで整理をするというのは、本来順番が違うんじゃないのか。我々、今の議会のレベルから考えるのではなくて、4年後、8年後、後世に向かう議会のいわば皆さん方が当時の議会が何をやってたんだと言われなようなやっぱり形で、しっかりとしたやっぱり議会の役割が発揮できるような、そういうやっぱり施設を整備することを優先させて、なおかつそれで余裕があれば、多田課長からお答えございましたが、いわゆる展望回廊という名前であるんですけれども、市民の皆さんのいわば連絡通路というふうな形になっているということでもあります。展望に関して言うと、今ここは6階ですから、今の市の庁舎のほうをはるかに展望性には優れているということだけは言っておきたいと思います。

そこで私が問題にしたいのは、先ほど落合議員が聞いて、そこでちょっととどまっているわけなんです、私もいわば市民交流センター、これは津波復興拠点施設整備事業ということから事業化が図られたものなんです。

先ほど山根危機管理監のほうからは、津波避難ビルと避難場所を使い分けるかのようなお答えがあったわけ

でありますけれども、津波避難ビル、つまり津波は30分後に来るというのがわかっていればいいですけれども、奥尻の場合ですと5分もかからないで来たという例もあるんです。ですから、できるだけ早く安全な場所に避難できる、それをいちいち行政が施設を整備するだけでカバーするというのは不可能だ。したがって、今回の災害で実証されたのは、鉄筋コンクリートのいわば高層ビル、これは持ちこたえたわけです。田老の場合でも田老漁協が、あれだけ海のそばで堤防のそばでも残った。その教訓から、そういうところにやっぱり一時的に、避難警報が出てもう5分か10分以内に避難できる、そこを民間避難ビルに指定していこうということは考えたはずなんです。

そうしますと、そういうふうな認識がないようなお答えで私は聞いておりました。一時避難場所は市が指定した避難場所、避難ビルについてはまだまだ交渉中のようにありますけれども、これは防災計画の中で、なおかつ私の一般質問の中でも、防災計画をどうやっぱり整備していくのかという中では、今回有効でした陸中ビル、何よりもドキュメント映画をおつくりになった後藤先生が経営なさっております後藤皮膚科医院等々含めて、あれは文字通り一時避難ビルの役割を果たしたんです。であるならば、そういうものをしっかり整備していけば、つくらなくてもいいという話なんです。国もそういう考えです、基本的には。防災計画に関しては。ところが、今回は一時的に市が津波復興拠点施設の財源をもとに、どうせ国から金をもらえるんだからつくるといふ、乱暴な言い方をしますと、そういうやっぱり発想に私は思えてならないんです。

したがって、ちょっと質問を整理させていただきたいんですが、一時避難ビルと避難場所、私は大きな目的からいったら、逃げおくれた方が逃げ込むのが避難ビルだというようなお答えがあったんですが、ちょっとこの答弁は私は納得いたしかねるわけでありまして。一刻も早く安全な場所に逃げ切るためには、例えば、宮町に今回予定しております一時避難場所であります場所まで、例えば向町の方が何分かかりますか。一刻も早く安全な場所に逃げるというのは原則なんです。そういう考えをつき進めていけば、要らない施設だということになるんです。あるいは、もっとこんな面積でなくてもいいかもしれない、百歩譲って。私の結論から言いますと、不要な施設です。縦、横、斜め、どこから考えても、これは要らない施設だ。ですから中央公民館の話になっているんでしょう。どうですか、市のほうの津波復興拠点施設整備事業の具体化の中身が、なんか非常によくわからない、私は。と思う気持ちがありますので。

例えば今、私の質問に対して誰が答えるのか。企画部長なのか、危機管理監なのかということになってくるわけです。一時避難施設でありますから、これは担当からいきますと危機管理監なんです。ところが、事業をつかさどっているのは危機管理監じゃありません。復興推進課であります。あるいは都市計画課であります。いずれも、言葉は悪いですが、ちょっと専門とはいえないような部署で検討しているというふうに私は思っているんですが、もう一度改めて、避難場所に限定しますので、先ほどの答弁、私はあくまでもそういう理解をしているんですが、まだ交渉中だというお話でありましたけれども、一時避難ビル、一時避難場所、そういうものが整備されたとして、なおかつそれぐらいの津波の際の避難場所をつくらなければならない、全然私は説得力がないと思います。一時避難ビルをつくったから、一時津波避難ビルの指定も含めてお願いしようと思っていたけれども、例えば宮高が近いからお願いするのはやめる、そういうふうになってくるんですか、これは。具体的には。お答えいただきます。

つまり、避難場所と一時避難ビル、民間避難ビルを有効に使うということは、私はやっぱり賢い行政マンのあり方だと思います。国もそう言っているわけでありまして。ですから、震災直後に後藤先生がDVDをつくっていろんな活動をされている。あそこの優れた部分が、水もある、電気もある、停電しない、そういうこ

とだったでしょう。あの3月11日に宮古の被災状況も含めてテレビで見えていましたよ、あそこに逃げ込んだ方は。そういう経験を生かして、そうであるならば、そういう避難ビルの所有者の方には、その際にはしっかりと財政的な支援をすることを考えたほうが、はるかに安く済むじゃないですか。お答えいただきます。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） いろんな意見があろうかというふうに思います。その中で、さまざまところに避難する場所というのは必要だというのは、田中議員おっしゃるとおりであります。ただ、我々としてしっかりと、水も、あるいは電気もしっかり供給できる施設も必要なんです。実際問題として、今の中でそういう施設はなかなかないんです。停電すると、それを自家発電でもって対応できる施設もないんです。ですから、そういうことも考えて、ここにその機能を持った施設をつくりたいというのが我々の考えであります。

それから、後藤先生は後藤先生で自分の信念でもって、自分のビルの中に新しくビルをつくるときにそういう考えを取り入れてくださった方です。ただ、2日目、3日目になりますと、やはり後藤医院でも水をつくるのが大変だったんで、我々のほうで水を供給したのも事実であります。ですから、今回こういう施設をつくって、2日目、3日目でもしっかりと水が供給できるような形のものをつくっていききたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） これは、私が国のほうの対応を考えますと、津波災害対策で一番有効な手だては、仮に津波が来ても住む家が津波の浸水被害に遭わない、そういう場所に移りましょう、これが漁業集落であり防災集団移転であり、これが究極の避難対策なんです。ですから、ご自分の家でやっぱり災害が来ても関係ない場所に住む、これはまちづくりに関係している部分なんです。ですから、安全な町をどうつくるか。残念ながら、10mの防潮堤を20m、限りなく高くしていけばいい、そういう発想になっているようでありますけれども、これは建設業者を喜ばせるだけで、全然めっちゃくちゃな話だ、私に言わせれば。

そういうことをまず指摘して、私がなぜそれに触れたかといいますと、先ほどの一時避難ビルの中に後藤医院の名前がなかったんです。あれだけ実績をつくったのに一時避難ビルに想定していない、おかしいじゃないですか。後藤先生のほうから迷惑な話だと、そういうのでもあれば別です。そういう意味で、市が用意する一時避難場所の考え方、もっと言えばその前提となる災害に強いまちづくりをどうするか、そこがしっかりつくられていけば、こんなものつくの必要がないんです。ということが私の言いたい部分であります。これは市長も認めるように意見の違いだということになるかと思しますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

多田課長から再三、議会のほうに問いかけておまして、その割には議会のほうの反応が随分遅いということとは私も全協で何度か意見を表明させていただいている部分なんです。設計・施工一括発注のあり方についてであります。2番目です、資料の1の。

これだけの百年に一度あるかないかの大事業を、基本的に実施設計、つまり設計と施工を同時に業者をお願いする、これは考えようによっては今回の岩手県が採用した方式でもあります。つまり、公営住宅の建設会社が土地を買い取って、つまり入札の手間が省ける、できたものを買い取る、ややそれに近いレベルだな、私はそう思っているんです。したがって、過日の全協では、全然地元企業に期待できない、なおかつ今この時期にやっては、地元の大手の建設業者の皆さん忙しいです、対応できません。JVだろうが何だろうが。ですから、市民検討委員会の中でも、整備の時期をずらしたらいいんじゃないのというお話がありました。私もそ

う思うんです。腹がいっぱいのときにさあ食べろと言っても、食べられないんです。今、宮古市が整備しようとしていますこの大きな事業、最大の箱物事業です。これがJ Vだとか下請だとかそういうレベルで私は納得いく世界じゃないんじゃないかと思っているんです。これをやっぱり解決する方法は、それなりのものをつくればいい話なんです、それなりの時期に。

そう思うんですが、ちょっとまたこれも、市の考えておられます整備計画のいわば根本的な部分で意見が違ふということで市長からは片づけられそうな意見でもあるわけでありますけれども、設計・施工一括発注、これを採用する理由は、改めて伺いますが、先ほど伺ったら私は財源の心配があるのかなと。27年度内の交付金の絡みでと思っていたら、先ほどのお答えによりますと、まだ予算は計上していない、新年度だということでございましたので、そうであれば、なぜ今の時点で具体的な基本設計に基づく実施設計がわかりもしないのに一括発注してしまうのか、そこをやっぱり私は問題にしたいと思いますが、なぜですか。この12月議会で予算を取って、3月、つまり27年度中に実施設計に入れる、そこでだったら私はまだわかるんです、先が長いとして。そこから入札に入っていきますから。予算を獲得して。

つまり、入札に当たって、市のほうとしても、この事業費が平米単価含めて適正かどうかというのも十分できるわけです。今ですと、二転三転しています。先ほどの多田課長のお答えは、本庁舎が平米50万、福祉センターが55万、交流センターが一番高く57万。以前に9月の決算議会で聞いたときの数字とちょっと違うなどと思って聞いているんですが、それはあり得ることですから私は余り問題にしません、なぜ一括発注なのかということについて、もう一度、私だけでなく、議員の皆さんの理解がいくようにお答えいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 事業として、復興事業でございます。期間が5年延びたということを先ほど私から申しあげましたけれども、5年延びたからゆっくりやってもいいということではなくて、復興事業ですんで、それはそれでスピーディーにやらなければならない。不要不急ではありませんという説明は再三、復興庁にもしてきたところでございますので、スピード感をもってやりたいというふうには考えてございます。

あと、基本計画がまとまったときから、事業手法についてはCM、コンストラクション・マネジメントでいくか、DB、デザインビルドでいくかということで、二者をことしの基本設計の中、それから建設支援業務で支援いただいている設計者の中で議論していきますということでご説明してまいりました。そして、CMについてはかかる経費が現在プラス8億円ということで9月にご説明いたしましたけれども、さまざま考えますと、現在、設計・施工一括方式のデザインビルド方式でいくのが、事業の趣旨なり宮古市の財政なり、それからスピード感にも合っているのではないかなというふうに現在判断しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） CM方式ですと全体の事業費が8億円高つく、これは以前に説明したことです。そうしますと、共通して説明なさっている最大の理由は、スピード、早く整備する、ここに尽きるわけであり。先ほどのお答えとちょっとなんか温度差があるなどと思って聞いているんですが、多田課長は先ほど、津波復興拠点整備事業については基本的にはやっぱりスピード感を持ちながらやっていきたいと。しかし、その一方では、復興庁はいわば復興創生期間と称して5年のスパンも保証しているというお話でした。そうしますと、津波復興拠点整備事業の交付金と復興創生期間、私はリンクするというふうに思ってお話を聞いたんですが、そこはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） ですから、期間としては5年延びました。ただ、我々、市の復興計画もごさいます。スピーディーに進めなければならないというのは、全部の事業を通しての共通の事項だというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 一方で私どもが、ちょっと話かわりますけれども、一般質問等で市長の決意も含めてやりますというお答えをいただいておりますが、職員が足りなくてなかなか事業ができない、立ち上がってこない、スピード感がない状況を一方では残しながら、この問題に関しては、とにかく人手の足りないのを超越して、大手のゼネコンにも丸投げで急ごう、これは私はちょっと整合性に欠けるなと思っております。これは指摘だけにとどめたいと思います。

そこで、最後になりますが、ここで言う選定委員会、これをこれからつくと私は理解するんですが、非常に大きな権限といいますか、本来であれば今の宮古市の行政組織で考えますと契約検査課が対応する事務でありますけれども、ここを改めて設計・施工者選定委員会というものをつくって実施されるという説明をいただいております。これは、選定委員会のイメージはどんなふうに捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） イメージというお問い合わせでございますけれども、よくイメージがつかめなかったということでございますが、学識経験者の方、それからあとは市の職員もその中に入って合議体を形成していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） これは、基本設計の段階でいわばそういう委員会みたいなものがあるというふうに認識しております。それと別個につくるというふうに理解するものでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） それとは別組織というふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 山根危機管理監。

○危機管理監（山根正敬君） ただいまの田中議員のご質問の中で、後藤医院が津波避難ビルに入っていないというご指摘がございましたけれども、先ほどの部分は宮町、南町周辺の避難ビルということで、後藤医院も大通り地区の避難ビルということで候補に入っておりますので、その辺ご理解のほうお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ラップする部分もありますが、ちょっと順番に私なりにお尋ねしたい部分がございます。

まず、駐車場の件です。

これも市長とやりとりさせていただいて、市長は来庁者に対しては十分間に合うと。じゃ、職員はどうするのか、公共交通機関を使ってもらうということで、ほぼ全て、これは何台、今の現庁舎、それから新庁舎に至った場合に公共交通機関を使っている方、今現状除いて、何台想定できるんですか。何人というのか、何台。今、例えば現庁舎でも職員の中で何人の方が、もちろん市役所の駐車場以外に駐車場を借りて通勤されているというふうに思いますが、そこはつかんでいますか。

○議長（前川昌登君） 野崎総務課長。

○総務課長（野崎仁也君） 職員の通勤状況ということによろしいでしょうか。借りている。どのくらいの職員が駐車場を借りているのかというのは、申しわけございません、今、数字を持ち合わせておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 把握していないで市長がお答えになると。それぞれの職員のいわゆる住まいから庁舎まで、すっかり移ったときにどう変化するかというのが当然あるとは思いますが、現状把握されていないで、そのことに言及する。限りなく100%ではありませんでしたが、基本的には全ての職員の方が公共交通機関で通勤してくるものというお答えをいただいたと私は理解しているんですけれども。じゃ、どういう方が、現庁舎で何人職員が勤務されていて、何人通勤に車を利用して、駐車場を周辺に確保して今職務に当たっているのかということは、やっぱり押さえておくべきです。そして次なる新庁舎、あの位置に行ったときに、じゃ、公共交通機関で可能な方々が何人いるのかということも含めて、分析するためには、当然そこに職員が、段階的に減っていく可能性はありますけれども、何人勤務されて、車で利用、そして駐車場を必要とするということになるわけですから、そこを想定するというのも、やっぱり私はつかんで、かちやつとでなくてもいいんですが、想定すべきだと思うんです。

市長が話をすると、職員が、俺は困る、とてもじゃないけれども公共交通機関で通勤できないとしゃべれないんだと思うんです、幹部職員初め。実態、市長がしゃべったからじゃなくて、やっぱり現実どうなんだと。新しい市庁舎になって通勤に車を利用したい、周辺で、有料なんだろうけれども、確保して通勤したいという方を、無記名でもいいですから、記名するといろいろ不都合が出るのかもしれませんが、何でだという話になるのかもしれない。そこはやっぱりしっかり把握すべきだと思うんですが、市長、どうなんですか、全然総務でも把握していないでオフィシャルの話をしても問題ありますよ。

○議長（前川昌登君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤廣昭君） 通勤区分に関しては、通勤手当の関係もありますから、例えば自家用車を使用しておるとか、あと公共交通機関を利用しておるとか、後で資料は差し上げたいと思いますが、いずれにしても、今現在の状況で申しますと、例えば職員が自家用車を使って通勤したい、そうした場合は、駐車場に関しては自分の責任で見つける、役所のほうで例えば通勤の状態に伴って民間の駐車場をあっせんするとか紹介するということとはございませんので、今後もその状況はかわらないということとはご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 部長、それはわかって聞いているんです。今だって現状そうですから。だから、新庁舎に移れば、かわるとは思っていない。

ただ、市長は職員は100%限りなく公共交通機関を使って通勤してもらおう、そういう対応ですから駐車場の心配はないんだという話です。ですから、職員の方々があの位置に行って周辺の民間の駐車場を含めて自分たちで借りる努力はするにしても、そういった余力というか、スペースがあるかということをやっぱり私は念頭には置くべきだと思うんです。じゃ、ここの庁舎を解体した後どうするかまだ決まっていますが、駐車場にして、ここから徒歩なり、希望する人は。有料になるとは思いますが。ここから歩くのか走るのかチャリコなのかバイクなのか、またはバスなのかという、そういったことも選択肢には入ると思うんです。

ただ、私はやっぱり職員が、これは市民のための施設とはいっても、庁舎とはいっても、やはり職員がより合理的にといいますか、無駄なく快適に働く場所なんだと思うんです、スペースだと思うんです、庁

舎というのは。そのことが市民サービスにもつながっていく。今回は、広げるとちょっと問題なんです、にぎわいだとか何だかかんだと、一兎でなくて、二兎も三兎も四兎もということになっているんでちょっと面倒なんですけれども、ただ、そういうことをしっかりとやらないと、私は残業なんかも、これからどうなるかはちょっと別にしても、そういった残業体制も含めて、職員の方々の勤務、通勤、そういったものに非常に負荷がかかるということであれば、私はこれはちょっと問題だと。

だから、部長には言っておくけれども、それは市役所が探せと言っているんじゃないんです。ただ、客観的に見て、あんなエリアにそれぞれの職員が努力して借りられるスペースがあるか、そこは把握しておくべきでしょう。そして、職員の努力は努力にしても、やっぱりそこは通勤範囲として、ここよりも利便性が高いかどうかということも含めて、私はやっぱり把握すべきだと思うんです。どうなんですか、市長。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 以前に私も、松本議員もおっしゃっていましたが、100%とは言わなくても、やはり市職員は公共交通機関を使ってほしいというふうに思っています。鉄道の利用促進、それからバスにかなりの補助額も入れています。ですから、率先して、なるべく公共交通機関を使う。それから、低炭素な社会をつくっていく。これから環境の負荷を考えたりすれば、できるだけそういう公共交通機関を使ったほうがいいというふうに思っています。どうしてもやはり通えない方々もいると思います。そういう方々には、今までどおり付近の駐車場をご自分で探して、しっかりそれはやっていただきたい。やはり職員も自分のことは自分でやるというような気持ちでやってほしいというふうに思いますし、社会的な意味からいっても、これからはそういうふうな社会にしていこうという意味で私は言っているのであるので、100%そうなるとか、そういうことではないというふうに思っていますし、職員の自主性というのもしっかりやっていただきたいというふうに思っています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 市長の思いはわかる、わかるんだけど、実態はやっぱりしっかりと把握すべきじゃないですか。市長の思いはわかる。ただ、それをストレートに職員の皆さんが理解して、対応を実情できるかどうか。客観的な状況をやっぱり把握すべきです、それを言っているんです。市長が言っていることを全て私は否定していない。ただ、客観的に見て、ここの場所よりも当然、私は、あの位置においてはやはり職員の皆さんが努力しても確保できないという状況、これが客観的な状況があるんじゃないですか、だからその状況をやっぱりしっかりと捉えた中で物事は考えていかないと、実際にいけないんじゃないですかと。理想の話だけではなくて。

○議長（前川昌登君） 野崎総務課長。

○総務課長（野崎仁也君） 申しわけありませんでした。職員の通勤状況についてお知らせいたします。

大体470名ぐらいの職員がおられますけれども、これは本庁舎以外の総合事務所だとかそういう部分も含めての数字になってございますけれども、ちょっと今ここだけの数字は持っていないのでそこはご了解いただきたいと思いますけれども、そのうち自転車・徒歩というのが22%、それからバスで来られている方4%、自家用車・バイクで来られている方がそのうち74%ということで、大体340名くらいになるかと思いますけれども、その方々は自分で駐車場を確保している、あるいは送られてきているという状況だというふうになっていると思っています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そうしますと、データの話で、現庁舎の部分が出ていないということですが、大ざっぱに、新庁舎に集まって、公共交通機関を活用できるというか利用できるというのは若干ふえる、市長の思いを受けて。自主的に。低炭素社会の実現も含めて、理解して、ふえるのかもしれませんが。

しかし、やはり私は現実的には、数百台としか言いようありませんが、やっぱり300人前後は集中しているんです。300人前後はやっぱり自家用車で通勤を考えているのではないかというふうに思いますから、ここは客観的な数字をしっかりとつかんだ上で、やはり地域の状況がどうかということ。それに対応して、私はただで市の職員の駐車場を確保しろとは言っていないんです。ですから、やはりそういった通勤が逆に職員の方々に大きな負担になるということになれば、私はやっぱり問題があると思うんです。ですから、そこは、ただで貸せとか優先的にやれとは言いませんけれども、やっぱりしっかりそこは捉えた中で、どうするかということを、一部の方々も提案している部分もありますから、そこはしっかり受けとめて対応していただきたい、そのように思います。

それから、もう1点は、山崎部長がソフト、ハードと分けて、交流センターの活用という部分で、繁忙期は交流センターのスペースを使って窓口対応する、これはどんどん境がなくなっていく。トータル的にできた施設を活用していくというのは、これは私は望ましいことだろうなと。それを前提に最初から事業が組み立てられるかという、なかなか難しいんだろうなというふうに思います。先ほどの会議室に関連してのお話ですが。

じゃ、交流センターの一部を最初から市が直営でやる、直営で使う会議室で位置づけられるのか。位置づけられないんだと思うんです。位置づけられるんですか、山崎部長。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 先ほど駐車場の件でも、ソフトの部分の検討がおくれている、それは事実でございます。基本的には、市民交流センターは条例がつくような施設になると思いますので、例えば貸し館、市が借りるというような形にはなっていくと思います。ただ、押さえ方として、先ほど例として出した税の申告とかは、ある程度、期間が当初から想定されますので。ただ、民間のほうでそこでやはり大きい会議がある、そうしたときにどちらを優先するかという、そういったことも出てくるかと思いますが、そこら辺の運営に関する部分も、前回の全協でも説明しましたが、庁内でもまだ1回ぐらいということで、そこは年明けぐらいから早急にソフト的な部分を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） じゃ、交流センターというのものもあるけれども、行政がダイレクトで使って、貸し借りのような話をしていますが、会議室として位置づければいいじゃないですか。はっきり早く。そして、このスペースは貸し借りではなくて専用スペースですよ。むしろ行政が優先して、行政事務執行を優先するという位置づけにしないと、私は問題が出るんじゃないかなと。

とすれば、逆に、どっかのやる今度の新庁舎の部分で要らない部分が逆に出てくるだろう。そこはトータル的にどうするかということの後々、今の段階でできるという雰囲気の話ですから、じゃ、着工前にもできるという話ですから、やったらいいじゃないですか。そして、そのスペースが基本的に、津波が来たときの津波防災拠点ということの位置づけですから、今の現状庁舎でもそうですが、この6階スペースだってちゃんと安定した安定電源と水等々含めて一定期間の避難ということに対応できれば、こういったスペースだって私は避難スペースになると思うんです。避難所というスペースになるんじゃないですか。避難場所にもなるかもしれません。これはなかなか難しいだろうなと。

だから、もっと、保健センターはちょっと悩ましいんですけども、この交流スペースについては、私はもっと行政がしっかりと確保して、庁舎スペースとして確保してやれる可能性があるという雰囲気ですから、私はやるべきだと思うんです。どうですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 松本議員のご提案ですけれども、現時点でそれはやはり難しいなというふうに思います。なぜかという、あくまで市民交流センターの中での多目的ホールという位置づけをしているわけですので、これを行政施設としますと、整備財源に変更が生じるという形になります。ですから、私が言ったのは、あくまで貸し館的なもので、役所とも連動して多目的ホールもさまざまな使い道ができるという一例として税の申告といった大勢の人が訪れる部分を想定してお示したわけで、それについても1年に1回、わずかな期間でございます。ですから、松本議員がおっしゃっている部分をしますと、じゃ、本当に行政がここを占有して、毎日ここを使うような会議があるかという、なかなかそこは難しい。むしろ市民のほうに広く開放して使っていただくというほうが、より有効なあり方だというふうに考えます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そうなるとともに戻る話で、私もちょっと悩ましいです。これが別々の例えば保健センターの復旧事業、それから早い話、防災拠点というのは、私は本庁舎の中に防災機能を強化するという意味で当初は理解していたんですが、まるきり別な事業だと。そうすると、庁舎と保健センターと防災拠点、防災拠点とはいうんだけど、使い方を見れば、交流センターになっていますけれども、公民館。別々な建物であれば順番にやっていけるんだけど、これがくつつくための合築だと。そして、にぎわいの創出だとか何とかというのがくつついてきて。本来は別々になるんだけど、くつつけてしまって、合築になっている。パッケージになっている。ここで非常に悩むんです。

だから、私は市庁舎の移転というか、当初の特別委員会で議会がこの議論をする中で、ここがやっぱり被災している。被災して、人的にもいわゆる物流的にもほとんど対応できない状況ですから、当然、安全な場所に、より津波が来ない場所に移転することというふうには、基本的には反対しませんでした。ただ、そのことと市役所の庁舎を移すということは、私は、市役所の庁舎、かつてのシーアリーナの件もそうなんですけれども、言いました。もう10年も20年近くも検討して、そして基金をつくるか、そういったことも前段にあって、そして四十数億円かけるというシーアリーナを建設してきたんです。それにはやっぱり市民ニーズというのがあって、それを実際にどうして組み立てていくか。財源がやっぱり見つからない。財源をどうするか、基金をどうするか、長い年月をかけて、そして実現させたんです。

私は、市庁舎のほう、基本的には、一定スパンを考えれば、確かに老朽化していくし、耐震化もしていかなければならない。そのことは当然理解しています。ただ、一方で、にぎわいをつくるというのは、来庁者をふやすという雰囲気の話になって、いや、それは時代に逆行するんじゃないか。むしろ今は来庁しなくても用足しができるように、例えば住民票であるとか印鑑証明であるとか、可能な限り住んでいる身近なところで、限りなく近いところで用足しが済んでしまう。SNSといいますか、そういったシステムを使って市民サービスをしていく。要するに、市役所に来なくても、ほぼ4分の3程度は用足しができるというやっぱり地域づくりをしていくというのが、私はある意味で電子市役所という一つの大きな柱だったんじゃないかなというふうだと思うんです。だから、ちょっとそこら辺が、そういったことも欠けているというのが、今回の庁舎の移転ということに関して、基本的な考え方が欠けているということを言わざるを得ないんです。

質問しなければならないので質問に移りますが、1ページに出ています、先ほど田中議員も落合議員もちょっと触れていたんですが、基本設計のデザインビルド方式という部分、これは確かにメリット、デメリットあって、私も実際にそれに携わったことがないので中身は詳細にはわかりませんが、予算の範囲の中でスピード感を持ってつくるということに関しては有効な部分だとは思いますが。

でも、実際に、じゃ、この予算でこういったものができるという前提、この前提をしっかりと持っているかという、恐らく私は持てないだろうと思うんです。協議をする中でどんどんこれから質が変わるとか中身が変わっていくとか、そういったことがあり得るという方式なんです。当然、どの程度まで見積もり聴取、明細が出てくるかわかりませんが、申しわけないんですけども、今の職員の体制の中ではこれをチェックできる人が、能力的にはいるのかもしれませんが、業務の量から言って、まずゼロだと思います。チェックできません。そうすると、これをコンサルなり、また学識経験者とは言いますが、そういった方にも依存してしまうんです。

ですから、宮古市がお金をかけて事業費を設けてこれを上限としますが、できるものが何かというのは、平面図とか立面図とかそういったものは出てきます。これは間違いなく面積は確保できると思いますし、高さとかそういった寸法は確保できると思う。質の問題です。これがチェックできない。市長はこういったことを実際に理解していますか。理解した上で私がということなんです。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 職員でチェックできるかというような部分にお答えいたしたいと思いますが、建設支援業務ということで、基本設計者とは別の設計事務所についていただいて、現在、基本設計の内容等をチェックしているところでございます。一方、その建設支援業務についてくださっている設計業者さんは、発注者支援ということで、我々、今度、今から行おうとしている設計・施工一括発注についての準備段階にも深くかかわっていただいております。例えば設計選定委員会における資料の作成であるとかチェック、そういうものにもサポートいただきたいというふうに考えているところが1点でございます。

あとは、現在、基本設計作業を進めさせていただいております。さまざまの議員の皆様、それから市民の皆様からもご意見いただいております。今、基本設計にしては大分詳細のところまで今つくり込んでいる状況であろうというふうに考えてございますので、これを基本に考えていきますが、詳細設計の中で有利な提案があればそれは採用してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 過去の昔話をしても何ともならないんだと思うんです。今、課長のお答えですと、要するに、宮古市が発注者側に立って、発注者を支援するいわゆるコンサルがついているから大丈夫だという話です。

ただ、私が心配するのは、そういったことは過去にもやっていれば全て解決、問題が起こらなかったかという、決してそうではないんです。こういった体制というのは初めてだろうとは思いますが、じゃ、そのときなぜそうしなかったのかということが今回言わざるを得ないんですけども。最近では、例えば魚市場の事業費が足りないとか、それはなんで気がつかないの。今回、この支援業務をお願いしている方が100%責任を持つんですか。私は持たせられないと思います。

そうすると、どういうことが起きてくるかという、受注者と発注者と支援、三者で協議ということになるんでしょうけれども、基本的に行政がチェックできないとすると、ここの二者の話し合いになってくる。そう

すると、予算がここ足りないよといったときにどうするかといったら、やっぱり質を下げていくんです。これは当たり前のお話です、この方式でやれば。違いますか。だから、発注者の中でしっかりと両者のやりとりを含めてチェックできる人がいないと、だめだということなんです。支援もらいながら。この二者の話になりますよ。

批判するわけじゃないんですが、ゼネコンさんというのは非常に強いんです、立場が。過去、この周辺でも公共施設をやっていて、いろいろしゃべっていると時間が来るので省略化しますけれども、日本のゼネコンに対抗できるコンサルというのは、ほぼゼロです。それぐらいゼネコンさんの力、またはゼネコンさんに所属する技術屋さんというのは本当に優秀です。むしろゼネコンさんとコンサルさんにつながっているという前提です。だから、そういったことをしっかりと置いて、そして支援を頼むのはやむなしとしても、そのやりとりをしっかりとチェックできる、本当に100%責任を持ってやれる職員がいないと、私はできないと思います。もしいるようであれば、ぜひ教えていただきたい。

そうでないと、質がかわってきますよ、どんどん。予算に合わせて、状況に合わせて、どんどんかわってきます。ですから、発注者が当初しっかりと何を描くかということ、基本設計、これがしっかりと固まらないと、そして空調施設整備を含めて、電気も含めて、そういったものは本当に大丈夫、担保されるなということをしつかりチェックしなければだめです。そうでないと、かわっていきますよ。そういう危惧を私は持っています。ですから、この基本設計でしっかりとこの予算でやれる、事業費でやれるということを根拠を持たないとだめです。どうなんですか、できますか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） ご指摘はしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

ただ、我々で十分それが100%担保できるのかといわれれば、それを担保するために現在、支援業務というのを頼んでいるわけでありまして、そこは堂々巡りの議論かなというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） まだありますか。

○22番（松本尚美君） いやいや、そういう答えをするからおかしい話になるんですよ。支援員を頼んでいるけれども、支援員は責任を持っていないです。じゃ、誰が責任を持つのかといったら、最終的に市長なんです、予算超過を含めて。いいものをつくるというわけですから。市長がしっかりと頭で理解できるぐらいの、こういったものが最終的にできるんですか。いわゆる証言といいますか、電気含めて、維持管理含めて、最小限度にできるんだと、これぐらいでできるんだと。そして、サッシにしたって何したって、やっぱりあるんですよ、差は。断熱性だってそうなんです、あるんです。それはしっかりと担保できる、チェックできる人がいますかということなんです。私はかなり厳しいと思います。だから、支援員に頼るんなら、支援員に本当に責任を持ってやってもらわないと。どういう証言を確保するかということをしつかりと共通認識を持って、明確に我々にも示していただきたい。事業費の超過ももちろんあり得ない話ですから。どうなんですか。明細、出せますか。担保する分で。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 先ほど多田のほうから、基本設計にないくらい詳細な設計をしているという話は、いわゆる各細工の仕様等も今回、基本設計の中である程度想定した上で積み上げてしております。したがって、現在、支援業務を入れていただいている業者の方、松本議員がおっしゃる部分もよく理解できます。値段を下げるためには、それぞれの部分の質を下げる。そういうのを見抜けるかどうかという話だというふうに理

解します。そこは我々が支援員のほうとしっかりと連携して、それなりの資料と突合しながらチェックしていくということで考えたいと思います。

ただ、それを本当に全て100%完璧にこなせるかといえば、私も事務屋でございまして、そういう意味ではやっぱり技術的な部分というのはなかなかわからないところもあります。ただし、基本的には市の中でも建築住宅課、都市計画課からも相談支援はいただいていますので、そこら辺は市全体の中でやっていきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） だめなんですか。まだほかの回答もありますよ。せっかくの機会ですから。きょう終わってしまうと、議会でやりとりし終わったから、あとはいいんだという話になってもらっても困る。

○議長（前川昌登君） 簡単に。

○22番（松本尚美君） じゃ、要約しながらいきますが、まず5階の展望回廊の問題がありました。今、さっきから議員の通路というか、議員の動線はこうです、市民の動線はこうです、展望という部分は主なポイントではなくて、たまたま通路をつくりたいから、そこが展望回廊になるみたいな雰囲気の話ではありますが、これはもっと基本的に私は設計をかえるべきだと思うんです。

なぜ分けなければならないの、市民と議員を。分ける必要ないです、分けると余計なスペースが必要になるんです。無駄なスペースが必要だと。分けなくて、ロビーはロビーでこれは共通していいわけですから、この展望回廊、私は必要ない。

市民検討委員会の中で、日中のこともあるかもしれませんが、夜、夜景がきれいですから、夜景を見たいというのに全て対応するんですか。1人でも要望があれば、はい、どうぞと、誰かがくつついてやるんですか。展望なんてことは必要ないです。今だって、展望本当にここがいいとなれば、来ますか。来ないですよ。

だから、展望というよりも、やはり議会が機能として使いやすい、また将来の議会を構成する議員が動きやすい、そういったのを前提に私はやっぱり設計、配置は決めるべきだというふうに思います。でなければ、議会は何も5階でなくていいんです、4階でもいいんです。中心の部局は5階に行けばいいじゃないですか。うちは2階でも3階でも、邪魔にならないところであればどこでも。邪魔にならないところで5階という提案を私はしたつもりですので、そこが展望にいいからといって展望回廊をつくる必要は私はない。

であれば、議事堂に関しては、議会等に関しては4階でもいいですし、場合によっては1階でも構わない。ただ、それだと市民窓口とかいろいろ問題が出てくるでしょう。じゃ、別棟にできますか、コストがかかりますよ。だから、市民の利便性といいますか、そういった窓口を含めた利便性を考えて、議会は一番邪魔にならない5階が、最上階がベストでしょうということで申し上げているんで、そういった提案をさせている方々に私も直接お会いできるのであればお会いしてご理解いただく。むしろ、こういった回廊スペースを分けて、市民と議員の共通のロビーみたいなところはロビーにして。私はやるべきだと思います。

ですから、全体的に、会派の部分もそうですが、間に合わせ的に何となく。私は基本的には、議会活動が必要なスペースを確保して、余裕があれば会派スペースは確保することもやむを得ないという立場です。ですから、そこはちょっと別にしても、全体的にこれを見直す必要があるということを申し上げたいと思います。まず、そこはどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 今、松本議員から、議会は5階でなくてもいいというお話を得たんですが、皆さん、ほ

かの議員さんたちもそういう考えなのか、我々、全く、フロアの検討もまたしていかなければならない。それから、議会だけではなくて、この広さから見れば、議会のほかに別の機能も入れていって、同じ階に入れてもいいのかというような話も、議会のほうできちっとそれでいいというのであれば、やはり配置図等に関してはこれからまた検討させていただきたいと思いますが、その点に関しまして、しっかりと議員の皆さんで、やはり5階でなければいけないんだ、あるいはほかの機能も入れないんだというようなお話であれば、そのように配置図ももう一度検討したいというふうに思いますが、その点をしっかりとまとめてもう一度ご提案いただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 私は1点だけ市長のお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

それは、やっぱり市民交流センターのいわば施設規模の考え方に対する市長の考えであります。

先ほど田中議員とのやりとりの中で、市とすれば水、いわば災害時における水、あるいは電気、こういったものを供給できる施設を持ちたい、持つ必要があると。これは私も当然、今回の震災の教訓を踏まえて、災害対策本部機能と一体となった、そういういわば施設は必要だというふうに私も考えております。したがって、そういう施設は必要ない、不必要だという考え方は私は立ちません。そこはまず共通理解に達したという意見を持っています。

2つ目、しかし、そういうせっかく施設をつくるわけですから、平時の場合の利用をどうするのだということについても、いわば災害時と平時の施設の活用、したがって、今回の平時の場合は市民がさまざま交流するような機能を持った施設をやっている、これも私は理解できます。

ただ、問題は、私が9月議会の決算総括で言ったように、規模の考え方がどうなのだということなわけです。私はここにもう少しこだわって考えてみたいというふうに思っております。

多田課長のほうからも話があったように、そもそも市民交流センターの規模設定の考え方は、1,917人の一時避難者が想定される、このため2,048平米のいわば計算をすれば施設面積が必要だと。このことに基づいて基本的には市民交流センターの施設の基本設計に入ってきたというふうに思うんです。しかし、これについて私は理解しますが、問題は、ランニングコストの問題、まだこれは具体的に出ておりません。したがって、どの程度の見込みかというのはまだ明らかにされていないという問題。あるいは、敷地の面積の問題等々含めて、私は、今、基本設計で示されている施設規模でなければならない、つまり、あくまでも一時避難機能の発想から起きてきた問題ですから、先ほど来から議論しているように、あそこの周辺、民間事業者のビル等に協力いただいて一時避難機能等が可能だとすれば、私はやっぱりそういう意味も含めてぜひこの施設規模でなくてはならないということには、そういったものの活用をあわせた中での施設規模という問題も、当然私は柔軟に考えていくべきではないかというふうに思っているわけです。

ですから、先ほど来からあったような、周辺の陸中ビルも含めた、あるいはキャトル等も含めて、それぞれ所有の方々の自分の施設の事情はあるかもしれませんが、災害時、有事だということについて、いわば一般市民の方々がそういった周辺施設に一時避難ができるような形の機能をお互いに持っていくようにすれば、この2,048平米という面積がどうなのか、もう少し縮小ができるのではないのかという議論も私はあるんだろうというふうに考えているわけです。

しかし、この間の基本設計の考え方は、機能や配置の問題の変更、見直しはありました。しかし、施設規模に対してはかわっていないということですよね、全体の相互交流促進センターの面積も含めて。若干あります

か。それはそれとして、ですから、私は、市長が9月議会総会質問の際も、規模、面積等はかえるつもりはありません。これは基本的に今もそんなにかわっていないというふうに思っている。私は、そこで、この面積が必要だと、この面積でなければならないと、市長がなぜそういうふうな考えをお持ちなのか、もう少し今の状況を含めて、面積規模、確かに時期的に設計がかえられるかという、そういったものはあるかもしれません。しかし、基本的に市長自身が今の規模にこだわっている、この規模が必要だという考えがどこにあるのか、ここを私は改めて、この1点だけお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 私の面積にこだわったというか、説明が足りなかったというふうに思って今、反省しております。要するに、この人数を災害時に抱える水の量、あるいは電気の容量、それらも含めて、やはりある程度の大きさが必要だろうというふうに思っております。そういう問題からいって、やはり積算の問題になると思うんですが、この人数でこのぐらいであればこのぐらいの水、このぐらいの電気が必要ということになるかというふうに思います、震災時には。そして、もう一つは、平常時にどのぐらいの利用度があるのかなというような思いでもって、このぐらいの大きさというふうに思って、今、設計しているところであります。

ただ、駐車場の問題、あるいは多目的ホールがどのぐらいの大きさを精査していった若干縮めてきている部分もありますので、今後も、その辺、どの辺までできるのかどうかも検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今議会で一般質問しているので余り展開はしないで質問だけに絞っているんですが、先ほどの質問にないやつで、最後にもう1点聞きたいと思います。

J R用地を取得する、それから関連する通路、道路、宮古高校の正門から通ってきて、9 m道路も用地買収して、移転補償して通路をつくると。そして、ウインズ公楽さんの右側の部分の買収をして市民は駐車場に入っていく、こういう構図になるわけですが、当然、公楽さんの脇から入っていく道路部分、一部買い取った中には駐車場、駐輪場なのかな、ちょっとそこは詳細なのは別にして、これがないと袋小路ですから建築基準法からいって施設は建てられない、そういう場所を選定しているわけです。議会の中では、市長もさっきも議会前の議会でも私の質問に、庁舎を安全なところに建設するということは、震災後の議会の総意としてこれは要請があったものだと、私はそのことは否定しません。ただ、どの場所にといつところまで対策委員会、議会がああ時点で要望を出したということはありません。そこは誤解がないように受けとめてほしいんですが。

そこで、今言った市民がこの市役所なり保健センターなり市民交流センターに、すみよしさんのほう、駅のほうから自由通路、避難道路を通ってくる分は歩いたりするわけですから問題ないんですが、車で来る人の場合は、公楽さんの右側を用地買収しないと、これは建物を建てられないでしょう。道路がないんですもの。そこでここを買うわけなんです、用地買収、9 m道路じゃなくて、公楽の脇を通る道路、この用地買収は済んでいるんですか。その現況を現時点で話せる範囲で答弁願います。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 現在、交渉中でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 公楽さんの場合は、私の理解では、もう何年たっていますか、この交渉が。きのうきょうじゃないはずなんです。何が主要な問題で決着がつかないでいるんですか。しゃべれる範囲で。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村 晃君） 公楽さんの用地内でございますので、いろいろ簡単には交渉は進んでおりませんが、一応取得する方向で今交渉を継続しております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） これは、合意しないと、全部宙に浮いてしまいます。道路のないところを買って建物を建てるというのは、あり得ないです。私が危惧するのは、きのうきょう交渉をやっているんじゃないということなんです。もし最悪の場合、この交渉が難航したり、必要以上に、先日の全員協議会で、復興推進課長のほうからはまだ確定ではないのぞという前提つきで、買い取ろうとする、あの辺の用地買収は平米当たり4万5,000円から5万5,000円という話がありました。これが、率直に言って、公楽さんが頑として首を縦に振らないと、端的に言えば、この倍以上の金でないと私は応じないよとか、もし最悪の場合そういうふうな事態になることだって全く予想できないということでは私はないと思うんです。本当にこの事業に賛意を示しているのであれば、私はもっと早く見通しがついているんじゃないかというふうに思うんですが、今、都市計画課長は鋭意努力します、現在交渉中ですということですのでこれ以上のことは聞きませんが、念を押しておきたいのは、ここを取得できなければ、この事業は最初から無理です。そのことをはっきりと腹にすえて取りかからないとだめじゃないかというふうに思うんですが、市長、この点に限ってだけ、どうでしょう。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） その1点というよりは、そこをしっかりと確保してこの事業を進めていきたいとだけ今申し上げたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 同僚議員のほうから私の意見に反撃する意見が出ましたので、私も一言発言する必要があるなと思って、あえて発言の機会をいただきました。

私が言う、いわば今の名称は交流促進センターでありますけれども、いわゆる2,400平米にならんとする津波防災拠点施設ということが今日、名称がかわりましての交流促進センターでありますけれども、これは必要ないというのは、一つには、災害時の市民の安全を確保するための一時避難施設のために整備するんだ、これがボリュームというか、ポイントなわけなんです。私は総務常任委員会でも視察してきた経過ありますけれども、本来、市の庁舎、これからつくるのであれば、庁舎自体が防災拠点施設につくればいいだけの話なんです。

具体的に言いますと、議会の本会議場、議運でのこれは総意でありますけれども、何も権威をつけて本会議場だといばる、そういう使い方はやめよう、空いているときは自由に使えるようにしようということで、フラット化にしました。これは災害時の避難施設になり得るスペースであります。さらには、委員会室、もっといえば保健センターの大会議室、一時避難施設ということを考えると、できるわけです、理由をどうするかだけあります。もっと言えば、本庁舎の整備をどうするかということにもかかってくるんです。二つつくろうとするから結果として過大な計画になる。本庁舎の中にそういう機能をあえて整備すれば要らなくなるんだというのが私の意図でありますので、百万歩譲って仮に必要、面積は出てきます、私の計算では。仮に百万歩も二百万歩も譲って必要だったとしても、こんな面積は必要ないとなるんです。ということだけを、同僚議員から反論ありましたので、私はあえて反論させていただきます。

○議長（前川昌登君） ほかに。

今村議員。

○1 番（今村 正君） 建設に当たっての具体的な選定方針、選定基準は今後設計などなど書いていまして、地元企業の活用促進を図る予定です。地元企業さん、建設業協会さん、建設組合さんとは協議なさっているんですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 9月の全協の際にも若干ご説明した経緯ございますが、現在、建設支援をお願いしている、アドバイザーのほうをお願いしている業者が市内企業の聞き取りを実施してございます。直接、我々は業者さんとのコンタクトを取ってございませんが、その支援業者のほう聞き取りいたしまして、それぞれのご意向ですとか、それから市内の資材の単価の状況とかをヒアリングしている状況でございます。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1 番（今村 正君） その中身をお知らせいただけますか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 詳細については差し控えたいというふうに思っていますが、参入意向があるかどうかとか、それから現在の単価の状況がどうであるかというようなことは9月にご説明したとおりでございます。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1 番（今村 正君） 私の把握しているところでは、今の段階で協力できる建築の業者さんは私はいないと思っている。希望的観測で聞くのと、現状を把握しての聞き方というのは、私は違うと思う。その辺の捉まえ方を逃げるためにちょっと図る予定ですというような書き方をしたのかなと私は勘ぐってしまうものですから、その辺の確認を何らかの形でしていただければありがたいと思います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 9月の時点でCMはなかなか難しそうだというお話、そしてDB、デザインビルドのほうを選択したというお話、それから参入事業者がありそうだというお話をしておりますので、その中で聞き取りの成果を我々として判断してご説明したつもりであります。

○議長（前川昌登君） 今村議員。

○1 番（今村 正君） 駐車場の件で、職員さんのバスの公共機関の利用率が4%、19人です。19の方が今現状であって、それが今度公共交通機関、バス、汽車にかかわるという抜本的な何か情報を得て、公共機関を使えば駐車場などの数が減っても大丈夫だ、または一般の方が入ってくるのでも足りるんだというようなご見解だと思うんです。

私、今、磯鷄に住んでおりまして、市民文化会館の催し物があるとどういことが起きるかという、スーパーさんに駐車場を求めてとめにいく方がいっぱいいます。これが今度、公楽さん、ウインズさんに行かないとも限らない。または陸中さんに行かないとも限らないんじゃないでしょうか。ここまで来たら、その近場で短絡してショートしてそこに行くという可能性も私はあると思います。私の場合は、私の後ろ前まで駐車しに来ます。そんなこともかね合わせると、今の安易な予想でもって駐車場のことを経過見ていると、そこに落ち着くのかなと思っていましたので、その辺いかがお考えですか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） ご質問の冒頭、職員駐車場のお話かと思っていたんですが、来客駐車場の話、両方ですか。両方。

職員駐車場については、現在バスの利用が4%ということですが、今度駅の近くに参ります、バスのターミナルにも近いところに参ります。あと市内、近場に住んでいる者で、今は車で来ているけれども、自転車・徒歩に切りかえるという者が相当数あるかと思いますが、それは加味して考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、来客駐車場については、市民文化会館の事例を出されていたかと思いますが、ご説明したとおり、イベント等、それから税の申告ですとか、そういう季節的には一時的な不足は出るだろうというふうに考えてございます。ただ、それは、周辺駐車場をご利用いただくことで解消していくしかないかなというふうに考えてございますし、周辺への迷惑駐車とかご遠慮いただくように対策を立てていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ちょっと確認し忘れていた部分がありますのでちょっと確認したいんですが、市長は今回の津波防災拠点、一時避難所、これを安定して安心して電気も水も供給できる施設を確保していくと。これはエリアが、全市域が対象と私は理解しないんですけれども、これを市域全体にこういった安定的な津波防災拠点をどうつくっていくか、これは一方で私は求められるのではないかなというふうに思います。じゃ、なんでここだけ、ほかはどうなのということが当然あると思うんです。ですから、そこは市長はどう、今後の計画というか予定として、何年ぐらいまでに計画をつくって順次整備していくということになりますか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 必要性を非常に感じております。ただ、何年度までと今ここでは明言はできませんので、これは検討していく課題だというふうに捉えておりますが、まずは中心市街地のところにそういう施設をつくりたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 今後の検討ということですから、きょう時点ではそれもそうかなというふうに思います。でも、間違いなく、全域を網羅した中でどうするかということは、同じレベルの避難所をどう整備していくか、これはある意味で近々の私は課題だと思うんです。ただ、実際に予算確保していつやれるのか、これは財源の問題があります。同じ財源が交付金で来るか。来るのであれば、もうこれは早くやらないといけない。来ないんであればゆっくりなのかという話になる。そういう意味で、市内に格差が私はできるということの現実をそんなに長く放置はできないでしょうということです。

それから、もう1点、もう1回確認です。田中議員もちょっと触れた部分なんですが、津波防災拠点、要するに一時避難所をつくるということが主なる目的なのか、こういう聞き方をすればそれが主だと答えるんでしょうけれども、交流センター、公民館的な利活用が可能だということが主たる目的なのか、非常にここもやりとりしていると市民以外の納税者がいないのでなかなかそういったことがポイントとして出てこないと思うんです。現状、こういったことを考えると、さっきからの一時避難場所は別のところを確保できる可能性があるということです。じゃ、庁舎も一緒になって考えられないのか、私は考えられると思うんです。人が移動する可能性、当然、前提にすれば、可能性をベースに、できることを前提にすれば、電気と水ですから、同じ建物ですから、保健センターだって私はできると思うんです。

だから、そういったことが、どっちが主なんだと。津波防災拠点だけでも交流センターとして活用できる、これはラッキーだと、渡りに船だと、たなぼただと、そういう印象を私は全国民、増税負担をしていただいて

いる被災地以外の方々のことを考えると、どっちなんですかというと、私は正直に後者じゃないですかと言ってしまいそうな理解なんです。どっちかというと、なんかこっちがポイントかなと。にぎわいだとか、議運の中でも、若い人がふれあう場所だ、高校生がたまる場所があればいいとか何とか、それだけの話をしていますから。でも、これ、本当に納税負担をしていただいている被災地以外の国民の方々から見て、どうなのと。

これ、平面図を見ただけで一時避難所なんて見えないですよ。間違いなくこれは交流センター、総合公民館的な。本来、これ、自主財源中心につくらなければならない事業だと、私は。もし必要だとすれば。今回は交付金をもらえるから、これに乗っかるというふうにどうしても感じてしまう。市長はそういった被災地以外の納税者の方々に対する目線というものを感ぜませんか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 今回の東日本大震災の復旧・復興には、これは全国の方々、あるいは全世界の方々から応援いただきながら、我々は復旧・復興に向かって進んでいるわけであります。その中で、やはり次の災害が起こるような場合があれば、起こらないことを期待はしておりますが、やはり我々で我々の命をしっかり守るということをご理解いただいて、我々はこういう施設をつくれるんだというふうに、全国民に対しては感謝をしながら、こういう施設を宮古市の中につくっていきたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） 1点だけお伺いいたします。

先ほど来、一時避難者の想定的人数が1,917人と出ていますけれども、あと一時避難ビルとお話しいただきましたけれども、市長のお話だと電気も水道もそこでは落ちないで使えるということなのですが、避難ビルに対しても、今、小学校、中学校全部、防災備蓄で水もちゃんと整備されています。ということは、避難ビルもそういう位置づけにすれば、防災備蓄としてそういう備品を用意しておけば、水不足というのもある程度は軽減できるのではないかと思いますし、ビルそのものは準備したりするわけじゃないし、市の水道施設も全部被災するわけじゃないと思うので、水道の給水車がいつでも出られる体制はとれると思っていますので、ここだけでこんな人数を想定して受け入れるんじゃないかと、やっぱりそういう近くの避難ビルにも市民が避難したときにそういう供給できる体制をとっていただきたいなと思っているんですが、その点についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（前川昌登君） 戸由危機管理課長。

○危機管理課長（戸由 忍君） 中心市街地につきましては、面積の広さに比して避難ビル、これの部分での避難者を賄うというのが、やはり市内にビルなんか非常に少ないというのもありまして、賄うことができないといった実態がございます。そういった中で、ある意味、広い地区というところを逃げる、逃がすというところが駅周辺のところは非常に難しいという事情がございました。そういった中で、ある程度、地区をまとめて避難させるというのが避難場所という位置づけになります。また、そういった中で、避難ビルというのが、そういった事業所としてもそういったキャパシティの問題がありますので、逃げおくれたときにそこに入ってもらおうといった区分になってくるというふうに考えております。

いずれにしても、そういった一時的に避難した場合には当然孤立するという事情はございますので、避難ビルにしても、そういった水をかければ食べられる米とか水とか、そういったものの配置というところは考えておるところでございます。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○16番（工藤小百合君） 避難ビルの考え方が、逃げおくれた逃げおくれた、そこだけ強調していますけれども、近くの方はそこに逃げると思うんです、逃げおくれるじゃなくて。だから、最初、そういうところを、近くの逃げられる場所を整備していったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

高いビルがないと言いますが、これから宮古は災害に備えて整備されるじゃないですか、いろんな。そのときに、高いビルがなくても、5階、6階なくても、2階、3階でも4階でもいいんです。大事業なんですから、私はそう思います。だから、そういうところを軽視しないで、やっぱり近くの方は近くの場所に逃げ込むのが私は普通だと思うんです。そこにあるのに、避難ビルがあるのに、一時避難場所はここだからと遠くに行つて被災を受けるよりは、近くの安全な場所に逃げ込んだほうがいいじゃないですか。やっぱりそういうのを考えれば、こういう場所にもちゃんとそういう整備をこれからしていってもらいたいということなんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員の入れかえを行います。

暫時休憩。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

説明事項（2） 「すまいの再建」に係る支援策について

○議長（前川昌登君） 次に、説明事項（2）「すまいの再建」に係る支援策についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、宮古市の「すまいの再建」に係る支援策、第4次の支援策になりますが、説明させていただきたいと思います。

震災から4年9カ月になろうとしております。防災集団移転促進事業などの面的整備事業や災害公営住宅整備事業が順調に進捗しておるといふふうに思っております。現在、被災者の住まいの再建が最盛期を迎えようといたしております。

これまで、市におきましては、3回にわたりまして独自の支援策を策定し、適時に被災者への支援を実施してきたところでございます。その後の状況の変化に注視しながら、さらなる支援について検討を続けてまいったところでもございます。また、市議会の中でも被災者への支援について何度もご議論をいただいております。貴重なご意見を頂戴しております。これらを踏まえまして、他市町村との比較、財源の確保など、支援の実施に向けさまざまな検討を進めてまいっております。

今回お示しいたしますのは、皆様から多くのご意見をいただいております、いわゆる引っ越し費用への支援の拡充であります。賃貸住宅等に限定しておりました支援の対象を宮古市内に転居する全ての被災者に拡大するものであります。この支援策により、転居にかかる被災者の負担を軽減し、被災された方の一日も早い住まいの再建を後押ししようと思っております。

それでは、その内容につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

1ページ目でございます。

先ほど申し上げましたこれまでの経過と、第4次支援策の目的を記載いたしております。

次に、資料の２ページでございます。

事業名は宮古市被災者転居費用支援事業で、第３次支援策で策定いたしました宮古市被災者賃貸住宅等入居支援事業の拡充でございます。

対象者につきましては、災害公営住宅などの賃貸住宅への転居者に限定していたものを、国の支援がある防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象者を除きまして、宮古市内の公共住宅へ転居する被災者全てに拡大するものであります。

補助の内容につきましては、これまでの支援策と同様に、引っ越し事業者の領収書に基づき、上限５万円までの実費分を補助いたします。また、従前のとおり、領収書がない場合には３万円の補助といたします。

所要額につきましては、対象となる持ち家再建世帯を１,０００世帯程度と推定いたしまして、今回の拡充分で５,０００万円となります。これまでの支援策と合わせまして、９,８３０万円の事業費を見込んでおります。

なお、事業の施行日でございますが、周知のための時間を勘案いたしまして、平成２８年２月１日を予定しております。

また、既に住宅を新築・購入し、転居済みの方にも遡及して補助いたしたいと思います。

次に、３ページをお目通しください。

今回の支援を合わせた全体事業費は、総額６４億１,１９５万３,０００円を見込んでおります。財源につきましては、国からの震災特別交付税を財源として岩手県から配分されました東日本大震災津波復興基金市町村交付金、住宅再建分でございますが、４４億円を充当する予定としております。しかし、不足する分の２０億円につきましては、取り崩し方の基金を含む一般財源から充当させていただきたいと思います。

以上、第４次支援策につきまして説明させていただきました。

本事業の実施により、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者の方々が、一日も早く恒久的な住まいを確保し、震災前の生活を取り戻し、加えて市の復興が加速するよう取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この点について何か質問があれば挙手願います。

松本議員。

○２番（松本尚美君） 支援が進んだなという印象は受けるんですが、ちょっと確認ですが、領収書がある、ないで、５万、３万ということです。これは遡及という部分も踏まえてなんですが、遡及する過去の分、領収書紛失とかいろんなことが考えられるんですが、領収書がある、ないで差をつけた最大のポイントはどのようなことでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） これは、従来制度を踏襲している部分でございます。引っ越し費用にかかる支払いが証明できる場合、５万円を限度にというところでございます。仮に紛失等で証明ができない場合にあっては３万円というのは、従来制度のとおりでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○２番（松本尚美君） 従来制度だからと聞いているわけじゃなくて、今回、改めて全体を支援するということから、ここの見直しは考えなかったということですか。見直しは必要ないと。私は、合理的に考えれば、全体に広げるのであれば、そういった差はつけなくてもいいんじゃないかと。３万なら３万で統一するのか、

5万円出している例があるから、従前。じゃ、5万円に統一するののかという話になるけれども、従来の制度がそうだからというんじゃないくて、全体を見直すという形は一つの発想のポイントだったと思うんです。そういった意味では、遡及という部分もありますから、これは当然、私は全体を見直す中で差をつける必要はないんじゃないのかなと。仮に5万円以上かかっている人でも、ないんだから3万円という話ですね。そうでなくて、あってもなくても5万円なら5万円をわけ隔てなく支援するほうが、より公平感が保てるんじゃないのかなというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 財源にしております交付金のほうの44億、住宅再建分に特化した交付金でございます。そちらのほうを支出する上で、証拠書類のあるものは5万円、それからないものは3万円としてきたのが従来の制度枠でございます。今回はその対象範囲を拡充しようという主旨でございますので、取り扱いについては従前どおりということで先ほどご説明いたしました。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） では、全然検討しなかったということですね。そういうことですね。だから、そこをお答えいただければ。関係ないんだと、要するに検討しなかったということですね。そうだと思います。

次、ちょっとこれに関連して申しわけないですがちょっとお尋ねしたいんですけども、持ち家を含めて災害公営住宅に入る、ここを拡充したのはある意味で評価したいというふうに思っています。

ただ、もっと原点にある半壊世帯とか、場合によっては、申しわけないですけども、判定でもって、同じような被害で大規模以上の全壊になってくる、でもこれは実際、残念ながら半壊だ、いわゆる応急復旧みたいな雰囲気支援が出ているんですが、これ、被災者という立場からいくと、これは支援物資の差というのが非常に出ていたということが言われるわけです。要するに、仮設住宅に入っている方々のほうが支援物資を限りなく支援を受けられる。でも、半壊状態で、1階がだめでも2階に住みながら、我慢して住みながら1階を補修しながら何とか住まいを確保して努力された方々との差というのが非常に私はあるなというのは、前にほかの議員のやりとりを聞いていても思っています。現実もそうだと思います。

こういった半壊世帯で本当に少ない支援という部分で頑張ってこられた方々には、何らプラスアルファといえますか、見直しの中の対象になっていないというのは非常に残念なんです、そこは今回の支援策の拡充に当たってのポイントとしては検討の対象にはならなかったということでもいいですか。ただ、なぜそうしないのかということも含めてお尋ねします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 本日ご説明の内容につきましては、9月議会のやりとりを経まして、庁内で検討した結果をお示ししているものでございます。半壊世帯、それから避難所に行った行かないで支援を受けた物品ですとか家電製品とかそういうふうに差があるという事実は、我々も家庭訪問する中でたびたび指摘を受けているところでございますが、今回の検討内容にはその部分は加味してございません。

○議長（前川昌登君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員の入れ替え。

○

### 説明事項（３） 国民健康保険税の改正について

○議長（前川昌登君） それでは、次に説明事項（３）国民健康保険税の改正についてを説明願います。

滝澤市民生活部長。

○市民生活部長（滝澤 肇君） それでは、国民健康保険税の改正についてご説明申し上げます。

平成25年度に、東日本大震災の被災者を初めといたしました被保険者の負担軽減を図るということを目的といたしまして税率を10%程度引き下げまして、その後の3年間は単年度の収支の赤字額を基金の取り崩しで補填いたしながら、国保の運営を図ってきたところでございます。

現在の基金保有額ですけれども、1億2,000万円余りとなっておりますけれども、医療費の増加に伴いまして、今後の基金の取り崩し額がおよそ9,000万円ほどになるというふうに見込まれておりまして、これにより平成27年度末の基金の保有額は約3,000万円程度となる見込みでございます。

前回の税率改正を行ってから3年が経過しておりまして、今後、医療費の増加に伴って基金の取り崩しのみでは医療費を賄うことが困難となりますことから、国民健康保険の健全な運営を図るため、税率の見直しを行いたいというふうに考えております。つきましては、今回、この税率改正について議会にお諮りいたしまして、平成28年度、来年度の予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

税率改正の詳細につきましては、この後、総合窓口課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 大森総合窓口課長。

○総合窓口課長（大森 裕君） それでは、説明させていただきます。

まず、国民健康保険税の改正について説明資料のほうでご説明したいと思いますので、そちらのほうの資料をお開き願います。

1ページでございます。

現在の概略についてただいま部長のほうから説明申し上げましたけれども、現在の国保財政の現状についてご説明いたします。

まず、基金の推移でございます。

平成22年度に11億8,600万円ほどございました基金は、24年度以降、毎年取り崩しを行ってまいりました。震災等々もございましたし、いろいろございまして、税収の伸びが鈍ったということもございまして、26年度末で3億1,100万円ほど、今年度についても2億7,000万ほど取り崩す予定になっておりますので、今年度末見込みで3,471万2,000円ほどと見込んでおります。

基金の目安でございますけれども、これは法令等に基準というのはいないんですけれども、おおむね、県・国等の指導で、療養費の5%以上が望ましいと。宮古市の例でいえば、おおむね3億円程度ということが指導されております。

次に、被保険者数の推移でございます。

各年度末の被保険者数ですけれども、22年度は被保険者数が1万9,593人、世帯数が1万936世帯でございました。それが、毎年被保険者数が、ざっくり言いましておおむね1,000人ずつ減っております。世帯数も少しずつ減っていきまして、27年10月現在では被保険者数が1万5,559人、世帯数が9,513世帯というふうになっております。これは、東日本大震災等々もございましたし、社会保険等に加入される方等もふえておりますので、国保のほうから社保のほうに移られている方、それから国保、75歳以上になりますと後期高齢者医療制度のほう

に全員の方が移られております。年齢構成がだんだん60歳代後半、70歳代の年齢構成が大きくなっておりまので、新たに例えば退職されて60歳で国保に入る年齢よりも、75歳になって後期高齢者に入る方の数のほうが多くなっているために減っているものと考えております。

次に、医療費についてでございます。

22年度に51億3,800万円ほどございました。それが、途中、23、24あたりは震災の関係もございましたが、ふえております。25年から少しずつ減ってはいるんですが、まだ22年の水準と比べてもふえていると。ただ、この間に人口については約4,000人ほど減っております。ですので、1人当たりの医療費については、22年度に25万9,155円だったものが26年度では32万4,498円というふうに、1人当たりの医療費が相当伸びているという状況でございます。

次に、税収の状況でございます。

平成22年度に13億8,000万円ほどございました。22年、それから25年に税率改正を行った結果、26年度末では11億6,500万ほどになっておりまして、税収は減っております。この間、2億円ほど減っております。

次に、国からの調整交付金の推移でございますが、22年には普通調整交付金、特別調整交付金含めて6億5,000万だったものが、途中、震災等による特別の交付金等々もございまして、途中は、25年度については13億4,000万ほどになっておりまして、26年は12億3,000万、ここはふえておりますが、この中には震災分として3億円ほどの金額が入っております。一応、これについては27年度までということで、28年以降についてはまだ不透明な状態でございます。

以上が現在、国保の財政を取り巻く状況になってございまして、基金を取り崩した結果、3,400万円ほどで、被保険者数は減ってきていますけれども、医療費については1人当たり医療費は伸びている、税収は2億円ほど被保険者数の減少に伴って減っているという、非常に厳しい状態になっております。

それでは、2ページをお開きください。

こちらが現在の宮古市と、それから県内14市の保険料の率、それから均等割、平等割の金額を比較するために一覧にしたものでございます。

現在、宮古市は、この中には医療分、支援金分、介護分というふうにそれぞれ年齢等によって該当になるものがございまして、わかりやすくするために合計を説明してまいります。現在、宮古市の所得割は9.5%でございます。宮古市より低い所得割は、久慈市さんが9.0%、高田市さんが9.3%、あとは軒並み10%を超えている状態になります。

それから、次に資産割ですけれども、これは課税の仕方が、4方式といいまして、ここに書いてありますように、所得割、資産割、均等割、平等割の4つを使って課税をするやり方と、例えば盛岡市さんのように、資産割はなくして、所得割と均等割と平等割、いわゆる3方式と言われる3つの項目で課税している自治体さんがございます。資産割がある中では、低いのは釜石さんで18%、あとは20%もしくは30%程度の率になっております。

次に、均等割ですけれども、これは全部の市町村が課税するというので、宮古市の場合は現在2万4,600円、次に安いのは釜石さんの2万6,800円、2万円台後半から大体のところは3万円台というふうになっております。

次に、平等割でございます。これは世帯に対してかかる金額でございまして、宮古市の場合は2万8,200円、次に安いのは釜石さんが3万円、平均でいえば3万4,800円ということになります。

下に改正案がございまして、金額で比較するために、4方式と3方式があるために、どこがどのぐらい安い

かということはなかなか上の表だけではわかりにくいので、事例をつくりまして比較検討しております。

3ページの左側の事例でございますけれども、所得がゼロ、資産税額もゼロ、世帯が1人、国保税というのは所得から33万円を引いたものに対して税率を掛ける所得割と、資産税額に対して税率を掛ける資産割、それから被保険者1人にかかる均等割、世帯ごとにかかる平等割と4つの要素でもって計算しております。

それを、今回、所得割ゼロ、資産割ゼロ、世帯1人ということであれば、均等割と平等割しかかかりません。ただ、計算したほかに所得に応じて軽減措置ということがございまして、基準に対しての収入によって7割軽減、7割軽減というのは簡単にいえば7割引きということとなります。それから5割軽減、半分になる、2割軽減というのがございます。この世帯の場合は7割軽減に該当しますので、軽減なしの場合5万2,000円と出るんですけども、1万5,000円ということになります。それで比較いたしますと、釜石さんが1万7,000円、あと1万8,000円のところがありますが、多いので2万円台になるというような基準になります。

次に、真ん中の列の事例でございます。所得が100万円、資産税額がゼロ、世帯2人の例でございますが、このケースですと5割軽減に該当いたしますので、宮古市ですと現在の率で10万2,000円、それからそのほかの自治体さんですと久慈市さんが10万6,000円、あとは11万円、13万、15万というふうな格好になって、平均12万4,000円ほどということになります。

右側の列でございます。所得が200万円、資産税額が10万円、世帯が4人ということになります。宮古市の例でございますと、この世帯ですと2割軽減が該当になりますので、28万1,000円ほどと。次に安いのが久慈市さんが29万9,000円、ほかの自治体さんは軒並み30万を超えるような状況ということになります。

それでは、4ページのほうごらんください。

平成18年以降、宮古市の国保税の税率及び均等割、平等割がどのように変遷してきたかという表でございます。

平成18年度からは所得割が12.3%、資産割が34%、均等割が3万6,000円、平等割が4万1,000円でございます。

それが、20年度から値下げいたしまして、所得割11.6%、資産割30%、均等割3万3,000円、平等割4万円ということで、ここで3.6%、1人当たりの平均で5,645円値下げをしております。

次に、平成22年度にもう一度値下げをしております、所得割10.3%、資産割27.7%、均等割2万7,000円、平等割3万3,000円ということで、ここで12.52%の値下げ、金額にして1人当たり1万2,636円ということになります。

そして、平成25年度に、所得割9.5%、資産割21.7%、均等割が2万4,600円、平等割が2万8,200円、平均の値下げで10.04%、1人当たりの保険料値下げが7,028円というふうに値下げしてきております。

5ページをごらんください。

金額的にどのぐらい下がったかということですが、事例は先ほどと同じ事例になります。平成18年度2万3,000円だったものが、20年度が2万1,000円、22年度が1万8,000円で、25年度が1万5,000円ということになっております。

真ん中の所得100万円、資産税額ゼロ、世帯2人の場合は、13万8,000円だったものが13万円、11万2,000円、10万2,000円というふうになっております。

所得200万円、資産税額10万円、世帯4人の場合は、38万7,000円だったものが36万1,000円になって、31万2,000円になって、28万1,000円ということになっております。

それでは、国民健康保険税の改正についてというところをごらんいただきたいんですけども、改正の経緯と目的ということで、ただいま部長のほうから申し上げましたように、平成25年度に被保険者の負担軽減を目的とした、3年間、10%ということで税率を下げております。この間、基金の取り崩しをして運営していましたが、基金の保有額が1億2,000万円ですが、今年度末で3,000万円程度になる見込みになりました。税率改正を行ってから3年が経過すること、医療費の増加に伴って、今後、基金の取り崩しが困難になりますので、やむを得ず、今回、国民健康保険の健全な運営を図るために、税率の見直しを行ったというような背景でございます。

税率改正に当たっての基本的な考え方でございますけれども、27年度の決算見込みを基本として策定いたしました。応能応益割は50対50を基本としておりますが、低所得者に配慮して、少し応益割をふやしているというような状態でございます。歳入については、現時点で把握している国から示されている算定基準等により積算して、歳出については、療養費を当市の28年1人当たりの医療費の見込み額、被保険者推計の人数及び過去3年間の医療費の平均の伸び率から積算しております。

2ページをごらんください。

次に、税率改正案でございます。

これを算出するに当たりまして、いろいろ試算いたしました。最初は22年、今回下げる前の基準に戻せないかということで積算いたしましたけれども、それだと不足で均等もしないということで、そこからいろいろ税率を探って再計算をしてはあと幾ら足りないとかというふうなことをいたしまして、この率を算出いたしました。結果的に、14市の平均と大体同ような金額になると。ただし、この中で先ほど申し上げましたが、震災特別分が28年度以降は不透明であるということでしたが、県庁等に問い合わせして、まだ不確定ではあるんですが、全くゼロにはならないんじゃないかというようなお話もありました。ただ、これは公式の見解ではないです。何とも言えないところなんです。その分をこちらでは1億円ほど見込んで積算しております。

その結果、医療給付分の所得割が6.5%から7.3%、資産割が医療給付分が12%、あとは据え置きました。据え置いた理由は、今現在の4方式から平成30年度には県内の国保制度というものが県単位ということになるので、まだ確定ではないんですけども、恐らく賦課方式も一緒になるのではないかと。先ほどの表を見ていただいてもわかるとおり、大きい市、盛岡市さんを初め、北上市さん、奥州市さん、一関市さん等々が3方式を採用しておりますので、3方式に近いような格好なるのではないかとということで、急にぐっとかわらないようにするために、資産割については据え置きにしました。均等割については、医療分が1万6,600円から1万9,700円、平等割が1万7,200円から2万2,000円。ちょっと細かく言うと時間がかかるので合計で説明いたしますと、所得割が9.5%から11.5%へ、資産割が21.7%でそのまま、均等割が2万4,600円から3万2,300円、平等割が2万8,200円から3万4,800円ということになります。

右側が算出した結果の税額でございます。医療分、後期支援分、介護保険分等々とありますが、改正前でございますと、下にありますように、13億ほどと。ただ、これは実際の数でなくて軽減前の金額でございます。それが16億600万円ほどになります。応能応益割が現在の55対45から53対47というふうになります。

これから実際に賦課する場合には、先ほど言いましたように、所得に応じて軽減額というものが掛かりまして、1回計算した金額から、7割引く、5割引く、2割引くといった結果で皆様には課税いたしますので、その結果で見ますと、税額合計、従前10億2,100万円だったものが12億3,600万円程度というふうなことになります。1人当たりの平均保険額が6万7,000円から8万1,000円に、平均1万4,000円の増、1世帯当たりが10万

9,000円から13万2,000円、合計で2万3,000円の増ということになります。

それでは、4ページをお開きください。

こちらからは実際の事例でございます。この事例の出し方ですが、実際に国保に加入されている方のうち、ケースが多いと思われる事例を出しております。

1番目が、2人世帯で、夫婦とも65歳、夫に固定資産税課税ありで、収入は年金のみということで、収入で81万9,000円ですので、所得に直すとゼロになります。こちらは7割軽減世帯ということで、所得はゼロですので、所得割についてはかかりません。資産割については、6万6,458円に対して税率を掛けた金額。均等割については、1人当たりの金額に夫婦2人ですので、掛ける2と。平等割については、世帯ごとにとということです。それぞれ均等割と平等割については掛けた金額から7割軽減を行った金額で、合計で3万4,923円、現在に比べると5,340円の増ということになります。

次に、同じお二人世帯で、ともに65歳で、今度は固定資産税がないというケースで、所得割については、先ほど申しましたように、所得がございませんのでゼロになります。資産割についても、資産がないのでゼロ。同じように、均等割と平等割は上と同じ例になります。合計で2万3,760円で、5,340円の増ということになります。

5ページをお願いいたします。

次に、3人世帯、夫のみ給与ありで、固定資産税課税。こちらは所得から2割軽減の該当という事例でございます。所得割については15万650円、資産割については1万5,643円、均等割については6万6,480円、平等割が2万7,840円で、合計26万613円、4万6,920円の増ということになります。

次に、1人世帯、最も単純なケースでございますけれども、年金収入、同じく81万9,519円ということで、所得はなしと。資産もないので、資産割もなし。7割軽減世帯ですので、均等割が7,620円、世帯平等割が8,520円で、合計1万6,140円、3,600円の増ということになります。

それでは、最後の6ページをお開き願います。

6ページが、平成27年度の決算見込みと、28年、29年の収支見込みになります。

27年度については、先ほど申しましたように、収入86億6,400万程度、収支が合っているように見えるんですが、歳入の中に基金繰入金2億9,700万29円というのがございまして、実質この分が赤字ということになります。それで、3,400万円ほど基金が残る見込みと。

28年についても、基金が3,400万円しか残りませんので、収支預金とさせなければならないということになりまして、歳入については84億1,000万円、歳出については83億2,400万円で、差し引きで8,500万円の残が出るということになります。ただ、これについては、医療費等々の増減がございますので、ちょっとインフルエンザがはやったりすると増減する場合がございます。8,500万円が今の予定では基金に積み増しするということになります。

同じく29年度についても、歳入が82億9,000万円、歳出が82億1,400万円ということになりまして、7,500万円ほどの残ということで、これを基金に積み増しして、約2億円程度ということで、本来であればここを3億円にもっていったん健全な運営にしたいんですけども、現状ではなかなか、そこまでの値上げをするというのも、一度計算したんですが、額が大きくなりますので、まずはこの程度で何とか運営していきたいというふうなことを考えました。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この点について何か質問があれば。

長門議員。

○18番（長門孝則君） 教育民生常任委員会のほうにはこれからまた説明するんですか。そうですか。

一つだけ、時間が過ぎていきますんで。2年後でしたか、保険者が県になりますが、県のほうに引き継ぐ場合に、赤字のまま引き継いだ場合、それから基金を1億でも2億でも補充して引き継いだ場合、どうなんですか、引き継ぎについての影響というか。できれば上げないで、もう赤字でもいいからそのまま県のほうに引き継ぐということにしたいと思うんですけども、その辺の影響というのはどうなんですか。ちょっとそれ1点お聞きします。

○議長（前川昌登君） 大森総合窓口課長。

○総合窓口課長（大森 裕君） 30年以降の運営の仕方なんですけれども、わかりやすくするために極端な話をいたしますが、県には引き継ぎません。大まかな今示されている、まだ確定じゃないようですが、大まかな内容を申しますと、県内で大体医療費とか保険者数とかから割り返して、各自治体にこのぐらい集めてくださいと、お金を。それとともに、基準の税率を示して、例えば宮古市さんは10億集めてくださいというような格好で、負担金というか、集める金額を示される予定です。そして、国保税については、今までどおり各市町村が賦課して徴収すると。分担金という名前になるのかどうかかわらないんですが、それを県のほうに支払うというか、上げてやると。県は各市町村が集めた金額で医療費の支払いをするというような格好になって、大まかに言って、現在の仕組みが大きくかわるものではなくて、各自治体にこのぐらい集めてくださいというような格好で来ると。ですから、基金を持っていないと、来る金額の増減によって自分の財布でやらなければいけないというような格好になります。

後期高齢と違うところは、後期高齢も同じように負担金 coming いるんですが、お財布は後期高齢、県というか、連合のほうでやっているんですが、あくまでも市町村にも、何ていうんでしょう、わっばがといいますか、わかりやすく話せば、あなたは何ぼ集めなさいというのが来て、それを市の中で工面して集めなければならないということになります。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 説明とちょっと違うなと思って資料を拝見させていただいておりますけれども、それは、国民健康保険税の改正についての6ページ、ここはざっくりと全体の収支で判断する非常に大事な資料をいただいているなと思って見ておりますが、気がついた部分。

医療費が伸びるので国保税の値上げということでございましたが、保険給付費につきましては、人口減の影響だろうと思われませんが、これは伸びておりません。5億円ほど27年度に比べて保険給付費が減っております。そのせいかわかりませんが、国民皆保険制度のいわば保険給付費の50%を支える国庫支出金、これは劇的に減っております。27年度が22億円だったのが、29年度見込みが5億円も減ると。この中に先ほど震災の影響に伴う3億円、それがなくなるということも織り込み済みの数字かなと思うんですが、ちょっと非常に違和感を覚えます。

つまり、国民健康保険事業ですから、これは基本的には国の皆保険制度の骨格なんですけど、国のほうはどんどんこちらのほうの金は削る、皆さんで負担してやりなさい、それでも足りなくて公費化、いわば市町村ではやれないところが出てきているので、県に移管しようという流れです。ただし、今お答えいただいたように、

集めるのは市町村です。これは、だまっている局面かなと思うんです、私は。消費税も上がるんです、10%に。社会保険の根幹です、私に言わせれば。国民の医療費、皆保険制度の医療給付費の中で、国はどんどん増税を国民に求めながら、肝心の部分ではどんどん減らしていく、そういうふうな数字は私は理解できない。どういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（前川昌登君） 大森総合窓口課長。

○総合窓口課長（大森 裕君） まず、根本になるところの保険給付費でございます。田中議員さんご指摘のとおり減っておりますが、結局これは人口といいますか、被保険者が毎年1,000人ずつ減るような今の傾向が続くと、総医療費については現在もここ数年減っておりますし、今後もその傾向はあるとは思いますが。ただ、1人当たりの医療費は高度化等々の関係がありましてふえていると。全体の医療費が減りますので、ご存じのとおり、国庫支出金については医療費に対するパーセンテージで来る面がございます。

それと、歳入のところの中ほどに前期高齢者交付金というのがございます。これは65歳以上74歳までの方に対する、何といいますか、各保険者から集めたお金を交付してくれて、宮古市だけではないと思うんですが、宮古市のそのあたりの人口が非常に多くなってくるので、ここの給付金がふえてございます。

国の調整交付金については、結局ほかで給付されたやつを引いた残りが来るというような仕組みになってございますので、一つは全体の医療費が減ってくるというのと、それにもかかわらず前期高齢者の交付金がふえているということで、国庫支出金が減少しているというものでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） それでは、今、保険給付費の中で一番やっぱり厚生労働省のほうも問題にしておりますのが、薬剤費です。つまりジェネリック医薬品を使いましょう。これだけで全国的に見ますと2兆円規模の保険給付費の節約が図られる。しかし、一方においては、なかなかそういうふうなものが出にくいような形になっている。そこはそのまま織り込み済みでこういうふうな数字になっているのかなと思うんですが、いずれ、言いたいことは、非常にもっとイギリスみたいに、イギリスは医療費はただですから、ご存じだと思いますけれども。だから、また、そんなとっいていますけれども、こういう政策を推進しているのが自民党の議員さんたちですからあえて言うんですけれども、しっかりやっぱり中央自治体のほうから国に求めるのは求めるようにすべきだと。我々、地方議会にしてみれば、我々、住民のためにならない政党は応援するな。ましてや、地元構成員になるべきではない。あえて言います。

○議長（前川昌登君） 他になければ、この件についてはこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。

---

#### 説明事項（4） 宮古市復興交付金事業計画について

○議長（前川昌登君） 次に、説明事項（4）宮古市復興交付金事業計画についてを説明願います。

山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） それでは、第13回の復興交付金事業計画についてご説明いたします。

第13回につきましては、去る10月14日に申請いたしております。それが12月1日に交付可能額の通知があったものでございます。その内容について本日説明させていただきます。

第13回申請の対象は、本年度及び平成28年度の事業費でございます。7つの計画事業について追加事業費を申請いたしまして、全ての事業が申請どおりに認められ、一括交付金も含め、21億2,595万4,000円が配分され

る見込みとなっております。

なお、詳細につきましては復興推進課長から説明させていただきます。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） それでは、私のほうからご説明いたします。

お手元資料、表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。いつもの資料でございますが、交付金の事業計画の総括表となっている部分でございます。

表二つございます。上のほうの表でございます。復興交付金の交付経過を示した表でございます。申請ごとの時期であるとか、交付額を記載してございます。

網かけの部分でございますが、第13回分も含めた12月1日時点での配分額というところでございます。右のほうをごらんいただきたいと思います、事業費ベースで779億511万1,000円となっております。

下のほうの大きい表は、第13回分の配分を踏まえまして10月末現在での事業計画の状況を示した表でございます。

網かけの合計欄でございます、宮古市事業計（エ）となった部分でございますが、A欄、復興交付金の事業計画上の全体事業費でございますが、898億9,649万円となっております。続きまして、B欄にまいります。B欄が13回の配分可能額の通知額でございます。①の部分でございますが、交付対象の事業費で21億2,595万4,000円となっております。右のほうに進んでいただいて、C欄でございます。Cの①でございますが、13回分までの合計として、交付対象事業費、合計でございますが、先ほど上の表で説明したとおり、779億511万1,000円でございます。続いて、右のほうに進んでいただきまして、D欄でございますが、復興交付金の10月末現在の事業状況の欄でございます。④のところ、執行済事業費のところでございます。401億6,087万3,000円でございます。それから、⑤が未執行の事業費ということで、360億3,041万8,000円でございます。⑥の欄、右に進んでいただきます、事業完了で執行残となる見込みの額を記載してございます。17億1,382万円というふうになってございます。

あと、備考欄には、現在の事業数として100、それから継続中である事業が63、完了または廃止である事業37事業というふうにまとめているところでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページということになります。

2ページ以降については、事業別の交付金の状況で、省庁ごとに管理してございますので省庁ごとに集計した表となっております。

ちょうど真ん中ほどでございますが、（B）という欄に数字が入っているものが、今回申請して配分される事業と、その額ということになってございます。

2ページ目、中ほどに国土交通省計というところでございますが、国土交通省分の4番目でございます。（仮称）新田平乙部線道路整備事業、この事業が今回採択されて1億5,000万の追加をしてございます。平成28年度分の工事費を申請して認められたものでございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、3ページ目でございます。

このページは16番から始まってございますけれども、22番目でございます。災害公営住宅家賃低廉化事業ということで、3億3,075万の追加となっております。これは災害公営住宅の家賃軽減を図る事業でございまして、平成27年度及び平成28年度に必要となる事業費を申請して認められたものでございます。

それから、その下でございます、国交省分の23番目でございますが、東日本大震災特別家賃低減事業2,714万

7,000円が追加となつてございます。先ほど説明した低廉化の事業と内容は同じでございますが、こちらは低所得者の家賃軽減に係る事業分を抜き出したものでございまして、同じく平成27年、それから28年度の事業費を申請して認められたものでございます。

同じく下のほうに動いていただいて、26番目でございます。中心市街地津波復興拠点整備事業1億4,672万円が追加となつてございます。これは、平成28年度にかかる実施設計費、工事費、造成費等を申請して配分を認められたものでございます。

同じく下のほうに移っていただいて、37番でございます。鉾ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理事業5億5,045万9,000円を追加してございます。これは28年度分にかかる工事費等を申請して認められたものでございます。

それから、同じく下にまいりまして、38番目。こちらも鉾ヶ崎の事業にかかるものでございますが、鉾ヶ崎地区内水面対策事業ということで、3億6,503万6,000円を追加してございます。この分については、区画整理事業に伴って排水処理のために宅地の地盤をかさ上げる事業費でございまして、28年度にかかる工事費を申請して認められた部分でございます。

以上、第13回で申請した宮古市交付の事業でございまして、続きまして5ページにお進みいただきます。最後のページでございます。

5ページには、岩手県交付分として、県を経由して交付になる事業費をまとめたシートでございます。

農水省分でございますが、8番目でございます。女遊戸地区漁業集落防災機能強化事業3億4,700万6,000円を追加してございます。女遊戸地区の集落道路及び避難用の道路等を整備する事業でございまして、本年度及び28年度にかかる工事費を申請して認められた部分でございます。

以上、簡単でございますが、今回の申請、それから事業の概要ということでご説明いたしました。

対応については補正予算、それから新年度予算等々で計上しまして、事業実施してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

○20番（落合久三君） 4ページの効果促進は。

○復興推進課長（多田 康君） 大変失礼しました。4ページの効果促進分を飛ばしておりました。

下のほうに、効果促進分2件載せてございます。

漁業集落の漁集事業の効果促進分でございます。こちら、対象事業費6,940万1,000円でございます。これは漁集の効果促進、事業費の20%が算定されている部分でございます。

同じく2番目、市街地の効果促進事業、市街地復興の効果促進事業ということで、1億3,943万5,000円でございます。これも同様、拠点事業、それから区画整理事業の20%分でございます。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようですので、これで終わりたいと思います。

---

## 閉 会

○議長（前川昌登君） そのほか、皆さんから何もなければ、これで議員全員協議会を終わります。

ご苦労さまでした。

午後 1 2 時 2 7 分 閉会

---

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登